

# 議 事 日 程

令和3年第2回浜中町議会定例会

令和3年6月9日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	報告第 3 号	専決処分の報告について
日程第 7	報告第 4 号	専決処分の報告について
日程第 8	報告第 5 号	専決処分の報告について
日程第 9	報告第 6 号	令和2年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 10	報告第 7 号	令和2年度浜中町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 11		一般質問
日程第 12	議案第 27 号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 28 号	浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 29 号	浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 30 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(開会 午前10:00)

---

◎開会宣告

---

○議長(波岡玄智君) ただいまから、令和3年第2回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長(波岡玄智君) これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、3番秋森議員及び4番小松議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番(三上浅雄君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から10日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの2日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日、第2回浜中町議会定例会に議員全員

の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

**○議長（波岡玄智君）** 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** おはようございます。前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

**○議長（波岡玄智君）** これで行政報告を終わります。

---

## ◎日程第6 専決処分の報告について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第6 報告第3号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第3号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例会において議決をいただいた後に、国からの交付金や特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、「庁舎維持管理に要する経費」で、243万9000円を減額、「基金積立金」で、歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分の基金積立てなどで4391万8000円を追加し、全体で3832万9000円の追加、3款民生費では、「常設保育所運営に要する経費」で、賄材料費の実績確定により173万9000円を減額するなど、全体で158万2000円の減額、4款衛生費では、「じん芥処理に要する経費」で、可燃ごみ焼却委託料等の確定により707万7000円を減額するなど、全体で644万7000円の減額、5款農林水産業費では、「水産行政に要する経費」で、事業費の確定により330万円を減額

するなど、全体で355万3000円の減額、8款消防費では、「防災行政無線に要する経費」で、防災行政無線移設手数料等の確定により41万4000円の追加、10款公債費では、「地方債償還利子」で、一時借入金利子等の確定により125万9000円の減額、以上により、今回の補正額は、2590万2000円となります。

一方、歳入につきましては、1款町税では、町民税など最終収納見込みにより全体で1631万4000円の追加、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、11款地方交付税、12款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額の確定によるもの、14款使用料及び手数料では、じん芥処理手数料の確定により130万9000円を減額、15款国庫支出金では、補助金の確定により全体で62万円を追加、16款道支出金では、補助金の確定により全体で772万2000円を減額、17款財産収入では、基金利子の確定により36万4000円の追加、18款寄附金では、ふるさと納税の確定などにより244万円の追加、22款町債では、該当事業費の確定などにより3860万を減額、これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、13億7246万3000円となります。

次に「第2表債務負担行為補正」につきましては、融資実績による利子補給金の確定に伴う補正であります。

次に「第3表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから報告第3号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 歳入歳出に係わってですけれども、ふるさと納税についてお聞きしていきたいと思います。まず歳入の16ページ、ふるさと納税は139万円を追加して総額7億139万円になると思います。それに関して、歳出の20ページですが、ふるさと納税に要する経費、ここに返戻品が1052万5000円減額で1億9947万5000円。それから、旅費、需用費、役務費、これは諸経費になると思いますけれども、これの総計が7537万3000円になると思います。それと委託料、支援業務委託料が716万4000円減額で1億99万4000円になります。それで、聞きた

い事は、ふるさと納税が歳入で7億円近くあって、それから、基金に積み立てになる経緯について今数字を申し上げましたけれども、7億円の歳入に対して返礼品、それから支援委託料について、4つのサイトがあると思いますがこのサイトに係る経費、それから諸経費を引いた残りが積立金ということで私は理解しているんですけども、そのようなことでよろしいのかどうか。違ってれば違っているなりに説明していただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** まず16ページ、20ページのふるさと納税、歳入歳出の関係についてお答えいたします。まず16ページですけれども、歳入額が最終的に確定したのが7億円の予算に対して、最終的に7億138万2556円ということで、139万円の増額をしたところでございます。歳出につきましては、これも最終的に確定したことでそれぞれ補正をさせていただいたところでございます。

ふるさと納税の各種経費につきましては合計で3億7611万8169円の全体的な経費でございました。旅費ですとか事業費の実績によって最終的に落とさせていただいたところでございます。議員おっしゃったとおり、基金に積み立てる経費としましては、最終的に7億円程度の歳入がございまして、その約50%が支出にあたってございまして、その残り50%が積み立ての方に充てられるというところでございます。サイトにつきましては4サイトございますので、4サイトに対する経費も含まれているというところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 私が聞いたのはふるさと納税の寄附金に対して必要経費を差引いた分が基金に積まれるということで最終補正予算ですから、今までの累計を出してみたいです。そうするとと言われるとおおり歳入では7億円ありまして、歳出も総額としては7億円の歳出予算になったと。だけれども、そのうち返礼品が1億9900万円あったと、それから支援委託料が99万4000円あり、諸経費が7500万円くらいですから言ってみれば収入から経費を差引いて3億2554万8000円くらいの数字が出てきて、実際その基金費の積立金は2849万6000円を足して累計は3億2515万1000円という予算になるのでそういう考え方でいいかと。答弁されたのは寄附金のうち50%くらいが基金に積まれるということで私理解していますけれども、計算してみますと令和2年度は収入が46.4%になるかと思っていますが、そんなことで

聞いたのでそういう理解の仕方よろしいですかということです。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 議員おっしゃったとおりでございます。今回3億2500万、46.4%の積立の額でございます。考え方としては議員おっしゃったとおりでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 20ページ、庁舎維持管理に要する経費の委託料についてであります。清掃業務委託料11万2000円、一つ飛ばして警備業務委託料11万5000円の増ですけれども、新庁舎に移るということで、去年の12月に1月から3月分として、清掃業務については196万4000円、警備業務については61万2000円がそれぞれ補正されております。それで、今回、増となった要因は単純に人件費等の増によるものなのか、回数等によるものなのか、12月補正では間に合わなかったのかなと思いますので内容を説明いただきたいと思います。

それと26ページ、塵芥処理に要する経費の委託料、可燃ごみ焼却委託料、これは根室市に委託している焼却委託料ですけれども、これが634万2000円の減額となっております。これは単純にごみの焼却量が減ったためによる減と捉えていいのか、時間短縮の意味から1回で終わりたいと思いますので、昨年コロナの関係で巣ごもりという形になるだろうということで家庭からのごみの排出量も増えるだろうという予測のもと、ゴミ袋を配布されております。当然、若干、委託料は増えるのかなと自分なりに思っていたのですけれども、総体的に減ったということなのかなと思うんです。まずこの減額の理由を。

それと、ゴミ袋の配付が本町において引き換えという形で配付されたと思うのですが、けれどもこの引き換え率、要は、100%引き換えができたのかどうかと、中には要らないという人もおられるのかなと思うので、100%でないとするとならぬわけですよ。ピンクのゴミ袋が。もし余ったのだとしたら、これの活用はどのように考えておられるのか。余ったという前提で伺いますけれど、余ったのであれば、例えばたくさん使う福祉施設、野いちごですとか、そういうところで活用いただくのが1番無駄がないと思うのですけれども、現状を伺っておきます。

その下のし尿処理に要する経費の修繕料76万8000円、当初67万1000円の予算でしたけれども、いろいろと修繕がかさむだろうということなのでしょうけれど

も、75万8000円についての内容も説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** まず20ページ、庁舎維持管理に要する経費でございます。清掃業務委託料の関係でございますが、新庁舎に移ったということで、この建物は特定建築物に該当になりまして、建築物の環境衛生管理基準に適合した維持管理が義務付けられたところでございます。それに関してそういった建築物の環境衛生管理技術者が監督する定期調査が必要になりまして、それが年に6回測定を行わなければならないということで、1月から3月の期間で2回調査が必要でございます。その分の経費で11万2000円が必要になったということで、12月の補正には間に合わず、発覚した部分でございます。

それともう一つ、警備業務委託料の関係でございます。こちら12月に補正をさせていただきます。新しい庁舎になりまして新たに警備を民間業者の太平洋ビルサービスに委託をさせていただいたところでございます。それで実は12月補正させていただいたんですけれども、日数的に少し足りなかった部分がございます。2日分程度、2名分ですけれども最終的に11万5000円不足ということで追加させていただいたところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 26ページの塵芥処理に要する経費、可燃ごみ焼却委託料634万2000円減の話をさせていただきます。まず、単純に実績で634万2000円減になってはいますが、具体的な数字で申し上げますと、令和2年度に根室へ運んでいるごみの量が1462トンです。令和元年度で申しますと1636トン、平成30年度では1479トンという実績になっております。ですので、議員おっしゃられましたコロナ禍によってごみが増えたということではないと考えております。

それと、引換券の関係でございます。実績として対象が2487世帯、配付済みが2216世帯、パーセントで申しますと89.1%の配布率となっております。死亡や転出を除きますと、あと210世帯ほどが残っておりますが、210世帯なので今のところ個別に当たってみようと考えております。

余ったごみ袋の活用についてですが、議員おっしゃられたように福祉施設に配付するのも一つの活用方法だと思っているので、こちらの方はこれから検討させていただきたいと思います。



次に、し尿処理に要する経費の修繕料75万8000円の減でございます。こちらにつきましては、3月の補正後にし尿収集車の真空ポンプが破損し、し尿を吸い取ることができなくなりました。急を要する補修だったので、今回の専決に真空ポンプの交換補修ということで75万8000円を上げさせていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ちょっと聞き取れなかったんですけども、引換率が今、89.1%で残っている世帯が210世帯くらいと言いましたね。もし必要であれば個別に当たるという対応をとるのかなということかと思うのですけれども、これによってその210世帯すべてを個別に対応するという考えでいいのかどうか。結果余った場合にはそれは、その時に用途を考えるという対応をとると理解していいかどうか

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 議員おっしゃられたとおり210世帯については個別で当たろうと考えております。残った引き取り拒否された方の分の余りについては、どう活用するのがいいのかこれからちょっと考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから報告第3号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

---

◎日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 報告第4号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第4号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年度税制改正大綱に基づき「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政令・省令の一部が改正され、令和3年3月31日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により「浜中町税条例等の一部を改正する条例」を制定し、同日付けをもって公布したところであります。

この度の専決処分についての浜中町税条例の主な改正部分についてですが、「町民税」では、住宅取得控除期間の延長などについて、「固定資産税」では、土地に係る負担調整措置などについて、「軽自動車税」では、環境性能割の税率区分の見直しなどについて、関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された「市町村税条例等の一部を改正する条例の例」に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） （報告第4号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから報告第4号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから報告第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

---

### ◎日程第8 報告第5号 専決処分の報告について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 報告第5号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第5号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症検査に係る経費及び2月16日の低気圧に伴う暴風による学校施設の災害復旧に係る経費について、4月1日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては 歳出では、4款衛生費、「感染症予防に要する経費」で町内の医療・福祉施設等に勤務する職員に対する新型コロナウイルス感染症検査費用として委託料590万7000円、町内を離れて就労する出稼ぎ労働者等が、帰省の際に受けた新型コロナウイルス感染症検査費用の助成として扶助費110万円をそれぞれ追加、12款災害復旧費、「学校施設災害復旧に要する経費」で茶内小学校屋内運動場屋根の復旧費220万円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金774万円、町債140万円を充てたほか、不足する財源は基金繰入金を充てております。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、76億9038万2000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、公立学校施設災害復旧事業の限度額の追

加による補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから報告第5号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 48ページの歳出でありますけれども、感染症予防に要する経費の委託料、それから扶助費、両方に関わって御質問をさせていただきます。今町長から説明があったように、委託料については町内の医療福祉施設等に勤務する職員に対する検査委託料ということですが、何人の職員の検査料で、専決処分ですから多分急いで予算が必要だっただろうからもう既に終わっているのかなと。PCR検査だと思うのですけれども、その辺もちょっと含めてお答えいただきたいと思います。

それから扶助費につきましては出稼ぎ労働者等、町内を離れて就労する方々の軽作業で、聞くところによると該当者3名に対して、支出をしたということですが、この3名で110万円ということになれば、1人当たり36万6000円という高額なものになってしまうと。補正第1号なので年度間予算ですから、多分これは1人当たりの検査料×何人ということで、年度分を予算計上したのかなと思っていますので、1人当たりの検査費用が幾らで、何人分を見込みましたか。そのうちの3人分は既に支出しましたというような答弁であればよろしいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。まず新型コロナウイルス感染症検査委託料590万7000円の方から御答弁申し上げます。議員おっしゃるとおり4月1日付けの専決処分ということで、急を要するというので、あくまでも見込みという形で今回の補正につきましては予算計上させていただいております。医療、福祉施設等の職員に係るPCR検査ということで御理解いただければと思いますけれども、予算措置時におきましては、野いちご及びなごみ浜中の職員が62名、それと浜中診療所が32名、地域活動支援センター6名、社会福祉協議会14名、合計114名になります。1回当たりの単価が8635円、予算計上時にワクチン接種の先が見通せませんでしたので、最大半年間、9月くらいまで検査を実施する必要も生じる可能性があるということで、4月から9月まで、それぞれ6回分ということで計上して

ございます。結果、114名×8635円×6回と計算しますと590万6340円、端数処理で590万7000円となっております。この検査ですけれども、キットを施設に送付していただくという形の検査になります。唾液検査になるのですけれども、単位が10単位ずつになりますので、例えば地域活動支援センターであれば6ですけれども10発注しなければいけないのですが、余った分は積み重ねて次回は何回目かは発注しないで対応するという形で考えておりますけれども、5月末まで発注した委託が280件で、241万7800円は支出確定でございます。

次、扶助費の方に移らせていただきますけれども、こちらも概算と、出稼ぎの方がどれだけいてどれだけ検査を希望されるのか。あるいは町内に住所を有しつつ町外に進学されている学生さん、当然札幌に進学している学生さんもいらっしゃいますし、本州へ進学している学生さんもいらっしゃいます。さらには里帰り出産という方もいらっしゃると、そういうところもケアしたいと考えてございます。当初の想定ですけれども、出稼ぎ労働者等については50人、学生についても50人、里帰り出産については10人という想定をさせていただきました。助成単価ですけれども、単価の上限を1回当たり1万円と設定してございます。現在の実績ですけれども、御相談いただいたのは3名でございます。そのうち2名の方が確定してございます。支出額は今のところ2件で1万8800円となっているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** ダブらないように聞きたいと思うのですけれども、扶助費の周知方法です。ホームページには載っているんですけども、要するに自分がそういう検査費助成の対象になるならないということもわからないがゆえに、相談もないということも考えられるのですけれども、周知はどのように考えられているのか。

それと、若干関連になりますけれども、今までは高齢者が優先的にということで国の指針のもと、ワクチン接種が進められてきました。しかし最近の傾向を見ますと、決して高齢者ばかりではないという中で、今後65歳まではこの終了の目処が立っています。それでその後の接種の優先順位はどう考えておられるのか。要するに、保育士とか教職員等の直に児童生徒と接する機会が多い職種をやはり優先すべきではないのかなという思いもありますので、その辺の考え方を伺っておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。まず周知の方法ですけれども、実はもう既に周知しているところですので、広報に載せている他に、各戸配布もさせていただいている形でございます。4月1日に専決処分ですけれども、今考えられるとすれば、実績が少ないですけれども、聞き及んでいるところ、4月1日だと出稼ぎの方達が帰ってきてしまった後ということで対策が遅かったということになってしまうかもしれないですけれども、大半の人が帰ってきてしまっているということ、それと学生さんにおきましては、極力里帰りというか、帰省を避けていらっしゃるということで少ないのかなと思ってございます。まず広報及び自治会配布等で周知させていただいておりますので、その辺は既に周知しているという形で考えておりますけれども110万円に対して1万8800円、2名の申請しかございませんので、今盛んにワクチン接種に取り組んでございますけれども、それと合わせて周知もさせていただきたいなと考えてございます。

それとワクチン接種の関係でございますけれども、優先順位ですが、議員おっしゃるとおり7月いっぱい65歳以上の高齢者につきましては、接種を完了するという日程で調整させていただいております。その後ということでございますけれども、保育士あるいは教員というお話もございますけれども、実際に、65歳以上の高齢者が終わりましたら、その次の優先順位で第一に来るのは基礎疾患を持った方が優先されるとされております。ですので高齢者が終わってまずそこは、第一にと考えてございますけれども、その他の今言われた保育士ですとか教員については枠組みされていない状況でございます。結果は65歳未満の中に包含される形で取り扱われる事になります。優先すべきか優先すべきでないかという特定は国の方からはされていない形でございます。今後の検討事項になろうかと思っておりますけれども、その優先の部分についても考えながら取り組ませていただきたいと思います、まずは幾らかでも早く全町民ができるという形で取り組ませていただきますけれども、その中で会場の関係、それと教員、保育士ということになりますと、当然日常の業務もございますのでその辺の調整も考えなければいけないのかなと。総合的に考えて取り組ませていただきたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから報告第5号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

○議長(波岡玄智君) これから報告第5号を採決します。  
お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

---

◎日程第9 報告第6号 令和2年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第9 報告第6号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第6号「令和2年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、令和2年第2回臨時会において、「旧庁舎等解体工事」、令和3年第1回定例会において、「高度無線環境整備推進事業整備費負担金」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」、「漁港工事地元負担金」、「国直轄港湾整備事業管理者負担金」、「電子地域通貨システム導入事業補助」、「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に完了しない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいたしたところであります。

この度、翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 本件に対し質疑があれば、これを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

◎日程第10 報告第7号 令和2年度浜中町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第10 報告第7号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第7号「令和2年度浜中町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告」について、提案の理由をご説明申し上げます。

8款1項消防費、「避難施設等建設工事」及び「避難施設等建設工事監理業務委託」につきましては、平成30年度から3カ年で事業を進めてきたところですが、支障物件である旧庁舎の解体工事が年度内に完了できなかったことから、やむを得ず令和3年度に事故繰越しを行ったものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 本件に対し質疑があれば、これを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

◎日程第11 一般質問

---

○議長(波岡玄智君) 日程第11 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。



**○1番（川村義春君）** 通告に従い一般質問を行います。質問事項は、コロナワクチン接種の実績と今後の見通しについてであります。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、4月に優先接種者である医療従事者などに接種を始め、5月には高齢者を85歳以上と75歳以上84歳までに分けて、予約と接種に一定の期日を設けたことでスムーズな接種ができ、苦情もなかったと聞いております。現場で対応の医師をはじめ、医療スタッフに敬意と感謝を申し上げ、引き続き御努力願いたいと思っております。

これまでのワクチン接種の実績と今後の見通しについて伺います。なお、以下質問の接種人数については、3月3日の全員協議会に福祉保健課から説明資料として示された数字を用いておりますので、御理解いただきたいと思います。

それでは質問に入ります。1点目、ワクチン接種対象者別に接種した人数と未接種人数、接種していない人数の実績を伺いたい。区分は優先接種の浜中診療所の医師・看護師など32人、消防職員26人、歯科・調剤薬局21人、町保健師2人の計81人と、65歳以上高齢者1887人のうち85歳以上の高齢者375人と、75歳以上84歳までの高齢者500人、計875人、その他の接種者に分類して一覧表にして提示いただきたいと思います。そして質問通告をいたしましたところ、本日提示いただいております、感謝を申し上げたいと思っております。この表の概要説明があればお願いしたいのと、副反応の調査はされているかについてもお知らせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。資料ということで別表を提出させていただいております。記載のとおりでございますけれども、若干、診療所につきましては、人数は違うということで、対応いただいているお医者さん、協力いただいている町外在住のお医者さんの分が1名入っているということで1名合わないということで御理解いただきたいと思います。

答弁させていただく前に、今回のワクチン接種の体制確保につきましてお話しさせていただきます。この度の本町における集団接種につきましては接種には医師の診察が必要であるということで、当初、浜中診療所を午後から休診ということで対応したいと考えておりました。幸いにして御協力いただける医師が確保できたということで診療所を休診することなく接種できているというところでございます。

それで答弁させていただきますけれども、先ほど申し上げました診療所につきまして

はそういうことで33人となっております。消防署員につきましては若干数字違いますけれども27人です。歯科・調剤薬局につきましては共に4人でございます。町保健師2人、優先接種とされる全員が1回、もしくは早く打った診療所職員につきましては2回目まで終了しております。高齢者につきましては85歳以上、308人中270人、こちらで申し上げます人口につきましては、今年3月31日の住基人口という形になってございますので、議員御質問の人数と違う部分がありますけれどもそちらについては御了承いただきたいと思っております。なお実績につきましては表に記載のとおり5月31日現在ということで押さえていただきたいと思っておりますけれども、85歳以上については270人で87.7%の接種率、75歳から84歳につきましては535人中、456人で85.2%接種してございます。

なお、副反応についてですけれども、先月17日から集団接種という形で文化センターで実施しております。それに先行して、野いちごについてはその前の週の13日、14日と木曜日金曜日やっておりますけれども、接種会場において副反応を発症されたという方はいらっしゃいません。若干、御自宅に戻ってから発熱されたというお話は伺っておりますけれども、病院にかかるような副反応を起こされた方はいないと聞いております。

副反応の調査ですけれども、調査自体は本町では実施してございません。受診された医療機関におきましては、ワクチン接種の副反応ということで受診された場合についてはその部分で医療機関で押さえているとは思いますが、本町に医療機関を經由して発生したという報告はいただいているという状況でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 提出していただいた表によりますと、85歳以上で38人、75歳から84歳で79の方が未接種ということになって、117人の未接種者がおります。

2点目の御質問ですけれども、ワクチン未接種者に対するコロナ感染症拡大防止策はこれまでどおりマスク手洗いの励行などの徹底を図っていくしかないのでしょうか。ワクチンの有効性を説明して接種に導く努力が必要と思いますが、見解をいただきたい。中には絶対受けないという人も居ると思いますがそういう人がこの中に何人くらいいるのかもちょっと教えていただいて、そういう人に対してどういう対応をしていくのかも含めてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。マスクあるいは手洗いにつきましては当然のごとく感染防止に繋がるものと捉えていただきたいと思いますし、こちらとしてもそのように考えているところでございます。現在幾らかでも早く接種が終了することを目指して取り組んでおります。接種率は先ほど申し上げましたけれども、今のところ85%を超えるという実績になってございます。85歳以上が270人という形で記載させていただいておりますけれども、当初実は73%から74%の実施でありました。それが80何%まで伸びたというのは、75歳から84歳の2回目と言ったらいいですか、その年代層のときに85歳以上の方がいらっしゃっているということもございます。今後、来月末までに65歳以上の高齢者が終了ということで見込んでおりますけれども、そういった形で年代を超えて予約の状態が前に受けていない方も予約できますよという周知をしておりますので、その実績を踏まえた上で、あとそれから高齢者の方で町内の施設ではなくて町外の医療機関、あるいは福祉施設に入所されてそちらで接種された方の情報が住民票上は浜中町民ですけれども、その情報はまだ保健所から来てございません。その部分を足していくと実際にはもう少し率は上がるのかなと思っていますけれども、まずは一通り高齢者を終わらせていただきたいと思います。そのあと全体を通して受けてない方には議員おっしゃるとおり、必要性を広報にするなどして接種に向けて取り組ませていただきたいと思います。まず、今希望する人を先に優先して接種させていただきたいと考えてございます。

それと、実際接種しないという町民の方、私も若干話は聞いてございます。そういった方もいらっしゃいますし、一つの家庭の中で奥さんには接種させるけどご主人は接種しないという御家庭もあるようです。そういったこともありますので、一通り御近所の人から接種しても大丈夫だったよ、副反応もないし全然大丈夫だったよという話を聞くこともあると思いますので、そういったところもみながら、最終的に幾らかでも多く摂取していただけるように取り組ませていただきたいと思いますと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今、福祉保健課長から御説明がありましたように未接種者の対応はやはり今回のワクチンの有用性、ファイザー製ワクチンですよね。これの有用性をきっちり広報等を通じて周知すべきだと思います。今回の部分についてはほとんど自治会のチラシで配布していますが、広報できちっと出すことが大事かなと思っています。

ます。そんなことで取り組んでいただきたいと思います。

次に3点目の質問に入らせていただきます。ワクチン接種の順位については、75歳以上の高齢者が1回目の接種を済ませて3週間後の6月中に2回目の接種をすることになりますけれども、65歳以上74歳未満の高齢者1012人へのワクチン接種はいつ頃からどのような方式で行うのかを伺います。まず答弁してください。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** それでは御質問にお答え申し上げます。現在取り組んでいるスケジュールでお答えさせていただきます。今月24日に75歳以上の2回目まで終了する予定で日程を組んでございます。70歳以上74歳以下につきましては3月末の人口でいきますと466人、65歳以上69歳が473人おります。その方達は本日から来週15日まで70歳以上74歳までの予約を受け付けするという事で組んでございます。その後、その方については25日から接種と、65歳以上69歳以下の方につきましては、来週16日から22日まで予約を受け付けて、7月1日から接種を開始し、最終的に7月末までには2回目まで終了するという日程を組んでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員に申し上げます。知っているけど答弁してくれというのは極めて不健全なやり方だと思いますので知っていることを前提として質問するというふう形でひとつお願いします。

川村議員。

**○1番（川村義春君）** 失礼いたしました。ただ今の答弁は5月26日に私は一般質問を通告した後に5月31日の自治会配布チラシ、防災無線、それから町のホームページで65歳以上74歳までの高齢者、私の資料で行くと1012人にワクチン接種の予約受付と接種会場、接種日程が周知されています。これは自治会配布のチラシですけれども、こういうものが出されている。これ見ておりますが、3月定例会で町長が答弁された内容と違いがありますので、その点について質問をさせていただきたいと思います。

3月定例会では、集団接種会場は町内5カ所、総合文化センター、漁村センター、農業者トレーニングセンター、浜中姉別の農村環境改善センターで行うということで福祉保健課長のほうから答弁いただきました。課長答弁は町長答弁だということでありまして、そういった意味で確認しますけれども、この答弁を受けて4月15日発行の議会広報でワクチン接種は5カ所で集団接種と記事化して議会サイドとしては町民に周知をしております。多くの町民は近間の会場にてワクチン接種が受けられると、分散型集

団接種に理解と利便性を感じていたはずであります。私は65歳以上74歳までの高齢者1012人にこれから行う部分の接種会場については5会場で実施すると思っていました。85歳以上の方については高齢だし、今回こういう措置で送迎もあるし、だから、送迎もするからこういう便宜を図って文化センターでやったんだと思っていました。1回目のチラシもそういうふうに接種会場は文化センターとしか書いておりませんでしたからそう思っていました。2回目、今回70歳～74歳、65歳から69歳、65歳以上ですね。これについては分散型でやっても自分の車でその会場に行けたりする方も多いと思うんですよ。そんなことから分散型の集団接種のメリットとデメリットを町民の目線と行政の目線がそれぞれあると思っております。そういう目線で分析した結果、文化センターで行うことになったという検討のプロセスを是非説明していただきたい。町民に対しての変更内容を説明する責任が行政サイドにはあると思います。単なるチラシではなくて、広報紙含めてきちんと説明すべきだと思いますのでその点のみお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問に御答弁申し上げます。確かに3月の定例会で会場を分散するという御答弁申し上げていると思います。実際には文化センター1カ所にさせていただきました。数点、理由がございます。まず、今のところ事例は発生しておりませんが、接種後30分待機していただいているんですけども、通常の予防接種だと待機することはないのですけれども、今回のワクチンについては30分待機することになっています。それだけ逆に言うと初めてのワクチンで何が起きかわからないということでの取り組みだと捉えております。文化センターにした理由の一つは向かいが診療所でございますので、待機中に体調を崩された場合、すぐに医療機関である診療所に連れていくことが可能になると。さらに、もっと重篤という事になれば救急車もすぐ来られるというリスク管理ができるのではないかとございます。分散でないとなると、当然来られない方もいらっしゃるということなので、その分については実際に町のバスが走ってございますけれども、そういった形で送迎をするということで対応させていただくことで、そこはカバーしよう。次に文化センターですが、靴のまま入って靴のまま出ていける施設です。漁村センター、それから農業者トレーニングセンター浜中・姉別どちらの改善センターもそうですけれども、靴を履いたままとなるとシートを敷くなど養生が必要になってきます。そういった

ことを考えて気安く、確かに距離は若干遠くなる方いらっしゃいますけれども、来たまま自分の靴のまま入って自分の靴のまま帰っていけるというのは、そこで一つ負担が軽減できるのではないかと考えたのがもう一つです。あと、議員の皆様の中にはもう既に文化センターで接種された方もいらっしゃって会場を見た方もいらっしゃると思いますが、相当の施設を準備しなければいけないと。パーテーションをつけるとかそういう準備をしなければいけないということで、安定的に行ってすぐワクチン接種が可能だった。今回のワクチンにつきましては希釈に相当手間を要します。そう言ったこともありますので、円滑に接種会場で接種できる環境を整えると、来ていただく方もそうですけれども、医療スタッフ、看護師も薬剤師も頼んでございますけれども、そういったこともすぐぱっとできる環境を整えるということで、文化センターの1会場とさせていただきます。

なお広報についてですけれども、確かに議員おっしゃるとおりちょっと町の方の考えが及ばなかったところはあるかと思えます。確かに議会だよりで広報されているということがありましたけれども、3月の定例会でそう考えているということで正式に絶対というふうに思っていなかったというのもあったものですから、その辺は少し行き違いはあったのかとは思いますが、議員おっしゃるとおり広報するべきだったというのはあるかと思えます。今後につきましても今言ったようなことを念頭に入れつつ、文化センター1会場で今回のワクチンですけれども、高齢者よりは年代が若くなるにつれて副反応が出やすくなるという情報も得ておりますので、そういったことも考えると若くなったから自分の車で会場に赴けるというその1点だけではなくてリスク回避の上でも文化センターで実施させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** ただ今の福祉保健課長の答弁は行政目線です。全部。私が聞いたのは町民目線でのメリットデメリットも含めて判断されたのかなと思っているので、こういったメリットもあり、こういったデメリットもあると行政サイドからいけばそういった今言われたようなことがあるから、リスク回避のために文化センターでやらせてもらいますという答弁だったと、私はそれはそれで結構だと思います。後段言ったように1度答弁した内容について変更する場合については、私はきちんと町民に対して説明する責任があると。そういうことから今回議会だよりで載せた私の質問の大見出しの部分、ワクチン接種は5カ所で集団接種という見出しが出ているのですから、多くの町民

は議会だよりを見た方についてはそうなんだと、近間で受けられるということで利便性が図れるなど思っただろうということから、今回これをあえて聞いたのは今度、全て文化センターでやりますという大見出しをつけて町民に私どもからPRしなければいけないかなという気持ちもあって、質問しておりますのでその辺理解していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。4点目です。高齢者への接種完了後の順位については、基礎疾患を有する人や、高齢施設などの従事者62人の接種となるが、この高齢施設については63人が既に接種済みということで、いただいた資料の中に入っておりますので理解いたします。それで、60歳から64歳を含む町民3009人への接種券と予診票の発送月と接種完了月の予定はいつ頃でしょうか。お知らせください。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。接種年齢ですけれども12歳までと引き下げられております。その分を足しますと、今後、高齢者が終わった後に接種しなければいけない人数は3291人になってございます。こちらへの予診票の発送ですけれども7月中旬から下旬までに発送したいと考えてございます。議員おっしゃったとおり、本町におきましては福祉施設、野いちご等につきましては入所者だけでは当然、根本的な対策にならないという判断のもと、施設職員についても同時に接種させていただいております。先ほどを7月末までに高齢者全部終わらせるということで御答弁申し上げましたけれども、すぐ8月1日から次の年代、こちらにつきましては60歳から64歳及び基礎疾患を持っている方ということで、そこからスタートさせていただきたいと思っております。幾らかでも早くということで大変タイトな日程になるかと思えますけれども、何とか10月いっぱいまでには全部終了させたいということで日程を組ませていただきたいと考えているところでございます。なお、今日もワクチン接種の予約を取り付けているわけですけれども、当然、予約で殺到してございます。予約を受け付けるときには、会場へ赴くことができませんのでそのあたりの接種会場に赴く日、予約を受け付ける日ということできちんと対応させていただきながら円滑に実施して10月末までに何とか終わらせたいと考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 大変、意欲的に取り組まれるということで期待をしております。接種の事故が結構出ていますね。接種済みの注射器をまた使って打ったとか、そういう

ことがないように十分注意してやられていると思いますので、安心していただけますけれども慎重に対応していただきたいと思います。

次に5点目に移らせていただきます。余剰ワクチンの接種についてですが、これは色々とマスコミで取りざたされていますけれども、本町においては有効活用する具体的な接種対象者の順位などは、決められているのかどうかというのをお知らせいただきたいと思います。いただいた資料の中で、70歳から74歳が1、それから65歳未満1とありますが、これは町長と副町長の接種かなと思うのですけれどもそうではないのですか。私はこのコロナ対策の部分で1番の責任者ですから、どこかの町でそれは許されないとか言っていますけれども、私の見解では是非最高責任者は打つべきだと思います。町長なり副町長が打つことによって町民に大丈夫だという安心感を与えるということにも逆に繋がると思うので、是非打っていただきたいと思います。その辺の考え方も教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答えを申し上げます。表上の70歳から74歳の1と65歳未満の1は野いちごの入所者です。

今議員おっしゃった町長、副町長については個人的に申し上げますと私も同様に思っております。町の最高責任者ですので町長に何かあったら浜中町の行政がストップ、政策的なことも最終的に判断する町長がいなかったということはあるまじきことかなと思いますので、個人的には町長、副町長、教育長には早急に打ってもらいたいと考えておりますけれども、報道であのような放送もされていますので、なかなかで踏ん切りがつかないというか、ナイーブになっている部分もあるのかなと思います。接種会場に私毎日行っております。町民の方からも町長打ったのか、副町長打ったのかというお話もいただいております。そういった形で皆、浜中町においては心広く御理解いただけるのかなと思っております。

余剰ワクチンの関係でございまして、実は、予約の段階で今回のワクチンについては冷凍で来ます。常温にしてから2時間以内で希釈し、希釈してから6時間以内に使用しなければ破棄しなければいけないと。結構、使用に制限がかかるワクチンでございまして。なるべく無駄が発生しないように予約の段階できちんと使い切れるように努力して予約を受け付けているところでございまして。そう言いながらも土壇場で来られなくなったとか、どうしても人数調整ができないという事例が発生します。そういった場合



については国から優先順位とされておりませんが、本町でいけば社会福祉協議会の職員、御老人のお家を毎日訪問したり、あるいは透析患者の送迎ということで施設入所者を受け付けるような施設ではありませんけれども、リスク的には何ら変わらないのかなと思いますので、そちらの方で調整させていただいて、既に実績としての社協の職員の方には打っていただいております。さらに私も含めますけれども、集団接種会場で対応するスタッフにつきましても、医療職員と同様に扱っていいとされていますので、場合によっては職員で打たせていただいていると、賛否両論あるかと思いますが、希望されている高齢者の方は必ず打てるという状況が確保できておりますので、その中で余った場合当然、現場スタッフに何か起きるとワクチン接種も滞るということも考えられますので、そういった形で端数が出た場合については現場に対応するスタッフにも打っていただいているという状況でございます。今後ですね端数調整にも限界がきますので、そう言ったところ踏まえて先ほど御質問ありました教員ですとか保育士ですとかそういった部分を検討していきたいと考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。ただいま温かい、ありがたい御指摘がありましたので町長の考え方を申し述べるいい機会だと思いますので。どうぞ。

町長。

**○町長（松本博君）** 急にこの答弁を考えていませんでしたけれども、当初やはり予約された方が来なくなったとかそういうことで事務方とも相談していました。その意味では、町長含めて最後の方にどうだという話もありましたけれども、その話をしていくと同時に一方的に報道されました。だからそういう意味ではだめなんだと思っております。今、課長も言いましたけれども、まずワクチンが接種できる高齢者含めてそれから今、ワクチン接種会場にいる職員も含めてそこをしっかりと守っていかなければならない。町長はどこにも行っていませんから動きようがないんです。ですからそういう意味では、やっぱり現場スタッフ、そしてまた、そういうことがあったとすれば余っているとか、当日に使わなければいけないということがあれば、その方向でまた事務方と相談して三役も含めて打っていきたいと思っております。心配していただきましてどうもありがとうございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 町長から丁重に断られたのかなと思いますけれども、ワクチンの余剰があつて、社協職員とかスタッフ、職員等が終わった後でもまだ余力があるとい

う状況であれば考えていただきたいなと思っております。ワクチン接種の順位の関係ですけれども高校生も中学生もその中に入るということで、3291人になるんですね、一般の方は。結構な人数だと思うんですけれども。高校だったら体育館とかちょっとパーテーションを作って、出向いてやったほうが効率的ではないかなという話も中にはあるので、その辺もちょっと含めて検討していただければと思います。

最後の質問ですけれども、ファイザー製ワクチンに加えて、5月20日にモデルナ製ワクチンの使用を厚生労働省部会が承認をして既に東京大阪等で自衛隊による大規模接種でも使用されております。本町において接種するワクチンを指定して供給を受けることは可能かという御質問であります。配送するワクチンは有効率がモデルナよりも高いしそして、モデルナ製ワクチンについては1回目の接種をしてから4週間必要だということ、ここは一次産業の町なのでできれば短い期間で打ってしまうと。だから3週間で有効性は高いものの方がいいのではないかという希望が叶うのであればファイザー製で行ってほしいと思っておりますけれども、国の方針も地方自治体についてはモデルナ製ではなくて、ファイザー製で行くという話も新聞関係で出ていたような気もするので、その辺の考え方を聞いて、それと最後までね12歳以上も対象になるからその方々も含めて全部文化センターでという考え方は変えないということでもいいのか確認だけしておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** まず最初の質問のワクチンですが、答えから言ってしまうと本町につきましてはファイザー製のワクチンのみとなります。議員おっしゃったとおり、3週間と4週間、それから定着率から考えると絶対ファイザー製だと思っていました。現状で本町の接種体制でいくと手を挙げてもモデルナは国の方でくれません。ファイザー製しか入ってこないという状況ですので、結果と希望が一致するという形でファイザー製で最後までなるということで御理解いただきたいと思っております。何とか10月末までということで取り組ませていただこうと思っております。

今12歳ですね、12歳と言いますと小学生6年生が一部入ります。16歳以上につきましては、何年何月何日までに生まれたというふうになるんですけれども、12歳については接種の日に12歳になっているかなっていないかで取り扱いが違うというのがございます。野いちごは野いちごに行ってやっていますので、議員おっしゃったとおり高校については同じように学校に行ってやるという方法もあろうかと思っております。

ども、その部分については現在のところまだ決めかねておりました。学校の状況、それと100%本当に生徒が接種してくれるのか。もしかすると家庭ではうちの子には打たせないのかなと、一部そういうのが見えてしまうとお前打ってないだろうというそういうのも考えなければいけないのかなと。そういところもケアしながら、中学校もそうですし高校もそうですけれども、学校長と相談してどの方向がいいのか、スクールバスに乗って文化センターに来てもらうというのも手ですけれども、会場を学校にするというのも手です。どちらが生徒にとってメリットがあるのか。どういう状況で接種するのがいいのか検討して決定させていただきたいと思います。基本的には文化センターで実施したいと思います。町民の方からは、私毎日出ていますけれども、やはり良かった良かったと、何かあっても病院の向かいだから安心して来られると言っていたので、その声を頼りに、文化センターで最後まで実施させていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 最後の質問になりますけれども、周知方法です。基本的には文化センターでいいと思います。それで、もし高校なり、学校でやるとか場所を変える場合には事前にちゃんと周知徹底をします。学校関係であれば教育委員会を通じて周知してもらおうというのも一つの方法だと思います。そんなことで是非その辺の周知をきっちりやるということをお願いすべきだと思いますので最後に答弁をいただきたいと思っております。それで終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 最後の御質問にお答え申し上げます。当然、父兄の方もいらっしゃると思いますので、教育委員会とも相談することとなると思います。実は10月末までに終わらせたいということで、教育長と管理課長等と相談させていただいております。どういう方法がいいのかということも含めて保護者にどういうふうに通知したらいいのかということも既に口頭ではございますけれども相談し始めていますのでそういった中でしっかりした対応をさせていただきたいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

(休憩 午後0時03分)

(再開 午後0時58分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず1点目でありますけれども、第8期高齢者保健福祉介護保険事業計画というものが今般作成され、配布されました。これの内容につきまして伺っていきたくと思います。5年後の令和7年には超高齢化社会、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる時期を迎える中、今令和5年度まで3年間の事業計画が示されました。私も65歳を過ぎ、高齢者の仲間入りをしてから3年目となります。できれば健康寿命を延ばして、元気でピンピンコロリと逝きたいと思っている1人でございますけれども、そのためには予防を目的とした取り組みが必要なのだろうと考えます。私は未だタバコも辞められず大変意志が弱い関係上、なかなか予防に関して自分で取り組むということができておりません。それでこの計画の中で、予防という視点から数点伺っていきたくと思います。

まず最初に8ページから9ページ、本町の人口割合における高齢化率の推移が示されております。平成27年に28.3%、令和2年度には32%と右肩増えている状況であります。それで時間短縮の関係もありますので、8ページにあります逆ピラミッド型の人口のグラフもございますけれども、これを基にした今後10年、令和20年後のこの高齢化率の見通しがわかるのであれば示していただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。計画につきましては9ページに住民基本台帳ということで記載されておりますけれども、今後の比較をするという事でいくと、公なっているのは社人研の推計がありますので、それをもとに御答弁させていただきたいと思っております。また過去の分につきましては国勢調査の数値ということで若干、計画とちょっと異なるんですけれども、そちらで御答弁申し上げます。過去の経過ですけれども、平成17年が23.9%、22年が25.9%、27年が28.7%、これは国勢調査の値となっております。令和2年度は32.4%、10年後の令和12年は36.7%、20年後の令和22年が38.9%と推計されてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** このグラフが示すとおり、徐々にではあるけれども高齢化率が上がっていくと理解しておりますけれども、高齢化率はもうどうしようもないと言え

どうしようもないのでしょうかけれども、その上で高齢化が進むことによって必然的といえますか、介護を必要とされる方も増えてくるだろうという対応についても必要になってくるのだらうと思います。それで、そういうこともあって、この3年ごとの計画が作成されていると理解しておりますので、17ページにあります介護予防の取り組みについてですけれども、それによりますと介護予防の取り組みは少しでも早い時期にという内容で、前期高齢者の早い時期から始めることが重要であると明記されております。それでこの資料をつくる中で事前のアンケート調査が行われております。このアンケート調査の結果では50%の方が介護予防の取り組みであるとか、健康相談について必要性を感じないから行っていない、受けていないという答えでありまして、私自身もどちらかといえば、多分そう答える側に今はおります。ただ、腰が痛いとか、膝が痛いとか将来に向けて不安がないわけでもありません。できればそういうきっかけといいますか、機会があれば参加してみたいなと思っております。

その上で伺いますけれども、現在、コロナの関係で休止しておりますけれども、ハツラツ倶楽部わっはっはとか健康教室、これに参加されている年代別といいますか、示しているとおり65歳から69歳、70歳から74歳という5歳刻みでの参加者数は押さえられておりますでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。御質問の通り年齢刻みでお答え申し上げます。わっはっはですけれども、こちらにつきましては65歳から69歳が2名、70歳から74歳が7名、75歳から79歳が15名、80歳以上10名で参加人数の合計34名になってございます。これは昨年度の実績でございます。同じく昨年度の実績になりますけれども、健康教室につきましては65歳から69歳2名、70歳から74歳16名、75歳から79歳12名、80歳以上20名になりまして、この合計が50名となっております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この対象者といいますか要するに、65歳になって要は前期高齢者となった段階で案内が来るわけですね。わっはっはにしても。多分、対象となる方は相当数おられると。その中で実際参加されている方々というのが、今おっしゃられた人数ということは多分、率でいけば10%か15%くらいのものなのかなと思われるのですけれども、そのパーセンテージが出ていけば示していただきたいと思っております。実

際にこの参加されている方、例えば僕なんかは気になるのは65歳から69歳という年齢で2名の方がどちらにも参加されているということで、どのような、感想というか、参加されての御意見というのは、聞かれたことはございますでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 御質問にお答えを申し上げます。先ほど人数で申し上げましたけれども、率でお答え申し上げたいと思います。まず、こちら住基人口になりますけれども、65歳から69歳については473名、70歳から74歳が466名、75歳から79歳は296名、80歳以上は547名となっております。その数字を基に割り返しますと、わっはっはにつきましては、65歳から69歳は参加者2名ですので0.4%、70歳から74歳は7名で1.5%、75歳から79歳は15名で5.1%、80歳以上につきましては10名で1.8%となります。健康教室ですけれども、65歳から69歳につきましてはこちらも2名ですので0.4%、70歳から74歳は16名で3.4%、75歳から79歳は12名で4.1%、80歳以上につきましてはこちらも10名となりまして1.8%とこういう率になってございます。

次の質問でございますけれども、参加されている方々の感想・意見等を実際に参加されている方からお聞きした声でございますけれども、お互い今日も元気で頑張っているんだと嬉しく自分も元気になれるという声がございます。また交流しながらわいわい運動できることが楽しい。楽しく笑ったり自分の健康のために参加している。職員と交流できたり会話によりエネルギーをもらっている。あとは、ふまねつとが好きだから。交流できるから。そう言った声が聞かれているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 大変低い参加率ということであります。実際僕なんかもまだ現役で働いておりますし、今の年齢でいくと70歳を過ぎて75歳ぐらいまでは元気で働いている人の方が多いのかなという中で、なかなか参加者も増えないのかなという感じがしておりますけれども、先ほど言ったようにあくまでもこの予防という観点から考えますと、この計画にもありますとおりにその必要性を感じない人は、今後、その必要性を感じられるような案内、誘い方を検討することが必要であると書いておりますけれども、これに向けての具体的な方策や計画が何かございましたら示していただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。参加者が少ないと、逆に言うとまだ皆さん自分は元気だと思っている表れなのかなと、ちょっと嬉しい部分もあるのかなと思うのですけれども、そうは言いながらもやはり対策をしていかなければならないということでございますので、具体的な取り組みはという趣旨の御質問だと思います。広報で定期的にわっはっはとの活動状況を周知したり、あるいは65歳になって介護保険者証の送付があるんですけれども、その際にわっはっはの案内を同封したり、また、軽度認知症の相談時に各種介護予防事業の紹介をしたいということで参加を促している状況でございます。わっはっは等に参加しやすいように単発で運動講座を開催しているということもございます。令和2年度につきましては、ウォーキング講座を2回実施しているという状況でございますけれども、こちらの参加者は33名でございました。さらに運動習慣がなくても介護予防への意識が高められるように、希望者へ脳トレのプリント送付時に、併せて介護予防についての啓蒙プリントも送付させていただいています。幾らかでもこちらの情報を発信して、予防に気を配るといふか予防という意識を持っていただけるように取り組みをしているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 何点か実際に取り組まれているという答弁でわかりました。今、私自身のことで大変恐縮ですけれども、なぜ予防という観点で取り組めていないのかなと、やはりこのわっはっはにしても自分より高齢、言ってしまうと75歳以上の後期高齢者の方々が参加しているものかなというイメージはございます。それで、まずどういふものなのかということだとか、要は参加しやすい取り組み、できれば近い年代の例えば同級生であったり、町内会の仲間であったりということで、そういう機会があればまだ参加しやすくなるのかなと思っているんですけれども、私だけかどうかわかりませんが、今定期的に開催されているわっはっは以外に例えば、自治会、町内会を対象に65歳から75歳までの人を対象にこういう教室をやりますよというような案内を個別に計画して案内することで、少しでも参加率が上がっていくのかなと。そういう機会があれば自分も参加してみようかなという気持ちではいるんですけれどもいかがですか。大変忙しい中ではあろうと思うのですが、今後に向けて通常のわっはっはとは別にそういうことも考えてみる、まずは体験をしてもらおうという視点で取り組んでいかれる考えというのはいかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。確かに地域ごと  
に知った仲間であるというのは一つのいい例かと思えます。どちらかというとな参加者も、  
男性より女性の方が多いという状況のようなんですけれども、一つの例を申し上げます  
と、姉別地区で姉別ふまねっと教室ということで、その地域の中でだけという形なんで  
すけれども、御要望があり開催していると。姉別地区だけですけれどもそれだけで17  
名の実参加人数がございます。そういった例もありますので、今後、各地区となるとか  
なりハードルも高いんですけれども、実際にそういった取り組みの例もありますので、  
そういったものも参考にしながら、これから増々高齢化が進むということで大きな課題  
ではありますけれども、そういったことも参考にしながら取り組みについては、地域の  
人の要望や気持ちもあるんでしょうけれども、産業構造上、一次産業ということでまだ  
65歳を過ぎて70代でも現役世代ということで仕事をしていらっしゃるという方も  
多いので、そういったこともあって参加率が低い、あるいは現役世代だからまだ俺は元  
気だという意識も高いのかなと思うんですけれども、そうは言いながらも促していき  
たいと考えてございます。

また他にほのぼのクラブというものがございます。デイサービスを利用するまではな  
いけれどもちょっとというような方で、いつまでも健康状態を永く保とうということで  
予防という形で75歳以上の方が参加しているものもございます。こちらにつきましては  
昨年度の実績ですけれども、75歳から79歳までが5名、80歳以上が11名、あ  
る程度高齢になっても元気でいたいということで、そういう活動もしているという実  
例もございますので、そういうのも参考にしながらこういうこともやっているよという情  
報も発信させていただければなど。担当職員が参加している方に仲間を連れてきてね  
とかそういう声掛けも随時しているつもりではございますけれども、引き続きそうい  
ったことをしながら参加を促していきたいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 私の勉強不足で姉別地区で地域からの要望でこういう活動も  
しているということを今初めて耳にして、いいことだなと思いました。そういうことを  
発信することによって、うちの地区でもというようなことにもなってくるのかなと思  
うので、是非考えていただきたいと思えます。

続いて23ページの認知症の対応ということで伺いたいと思えます。ここではあくま  
でも認知症ということで、これについては誰にでもリスクは存在し、認知症への理解と



相談窓口の周知が重要である。認知症への対応は早期の発見、対応が重要であることから相談窓口についての周知が引き続き必要であるというふうに書いてあるのですけれども、まずこの相談窓口が福祉保健課の包括センターのことなのか、それとも北海道の認知症コールセンターのことなのか、相談窓口とは何処のことを指しておられるのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。町民にとって身近なというふうを考えていただきたいと思います。役場の福祉保健課は係が4つ存在しております。福祉係、包括支援係、介護保険係、健康推進係と4つの係が常に情報共有をして保健師さんは家庭訪問もしますし、包括のほうでは相談業務にも当たっております。介護保険係はその名のとおりでございますので、情報共有しながら何かあったら相談していただける福祉保健課ということで私たちはセンターもございませけれども、町民の身近な役場ということで抑えたいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 早期発見が重要であるということであります。それで、先ほどちらっと脳トレの話もされておりましたけれども、現在、この早期発見のために実施している具体策というものがございましたら示していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** 早期発見の件でございますけれども、これは大変課題の多いことでございます。認知症でございますが家族が申し出てくれるというのが一番なんですけれども、御本人が認知だと気が付かないという大きな課題があるかと思えます。そういった中で医療機関などの関係機関と情報共有をするというのが一つかなと。そういった中で情報共有しながら情報をいただければ、もしかしたらということまで訪問するとかそういう声掛けをするということも可能になってくるでしょうし、そういうことをすることによって早期発見に繋がっていくのではないかなと。それが同時に今後の福祉サービスに必要な支援に繋がると考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 3番目として出しているこの予防についての答弁と多分絡んでくるということであります。今回の計画の内容を見る限りでは、この予防についての記述もこの認知症に関してはないのかなというふうに感じます。それで、事前通告してお

りますファイブコグ検査というもの、これは予防もさることながら、まさに予兆、早期発見という部分では、効果のあるものかと私なりに認識しているのですけれども、まず、ファイブコグ検査というのがどういうものであるか、私が知る限りでは手指の運動機能のほかに脳の5つの機能を検査することによって予兆が捉えられると理解しているのですけれども、検査の内容がおわかりであれば示していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ファイブコグ検査ということでございますけれども、認知症になる前に低下しやすい記憶、注意、言語、思考などの領域から認知機能の状態を評価する検査と言われているところでございます。検査の具体的な例というのもございますけれども、近いのは高齢者の運転免許証の更新をするときの検査と似ている項目もあるということで、今申し上げました認知機能の状態を評価するという形になるかと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** これを早い話が民間が実施している検査なんですけれども、1名当たり1000円くらいという金額もある中での、有料での検査ということで認識しております。大勢の人が一度にこのDVDを見ながらこの検査を受けられるという中でそれを、点数で評価、点数制にすることによって例えば運動機能であるとか、注意機能言語・思考機能という分野で細かにこの点数制になることによって、どこかの機能が落ちているなというのがわかるわけです。まず、これも大変自分の例を出して申し訳ないのですけれどもパソコンという大変便利な機械が出来たおかげで本当に漢字が書けなくなりました。読めても書けなくなったと。要は私思うには、素人ですからわかりませんが、脳というのは使っていないと多分、必要ないものだという考えで退化してしまうのではないかなと思っております。逆に、さっき言いましたように関節であるとかそういうものは使うことによってだんだんと劣化して衰えていくものかなというふうな中でやはりこの脳というものは、使うことが1番の予防になるんだろうと思うんですよ。それで、実際に釧路市ではもう2年ほど前から検査を導入して、実施されているという新聞報道もございました。現在の段階で先ほども言ったように早期発見についての具体策といいますか、決定策といいますか、先ほどですと医師等からの情報共有、そして家族からの相談というものがあってから、果たしてそれが早期発見と言えるかどうかという視点で是非その有用性も検討されて、この事業を町として導入するという方向性の考

えは検討できるでしょうか。その費用面についてはどれくらいかかるかというのは釧路市さんにでも聞けばわかるのかなと思うのですが、民間が実施しているもので個人が受けようと思えば、1回当たり1000円くらいですよというような情報がありますけれども、行政として大変有用なものではないのかなと思いますので、再度伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり近場では釧路市が導入ということで、実は本町も職員が釧路市に赴いて勉強してきております。コロナ禍で中止になってしまったのですけれども、本当であれば昨年度、職員が研修に行く予定でございました。これ研修の先が東京ということで、コロナ禍で中止になってしまったわけなんですけれども、今後、こういった形で研修に参加できるのかにもかかってくると思いますけれども、研修に参加して早期の導入に向けて職員頑張ろうと思っておりますので、前向きにその辺は捉えて動いていきたいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 関連ではないのですが、43ページにこの認知症施策の推進という中で町を挙げて認知症を理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る体制を充実させるよう施策を推進しますというふうにあり、認知症サポーターを増やすよう町民への周知を図るとともに、民生委員、商工会、町内会などの各種団体の参加も推進するとしてあります。それで、この度、多分全自治会宛だと思っておりますけれども、茶内自治会にも認知症サポーター養成講座の受講案内がございました。先般、役員会で協議いたしまして、まずはこのどういうものなのかということも含めて、自治会役員でこれを1回受講してみようというふうに決定しております。このコロナの状況でありますから、これがある程度落ちついてワクチンも行き渡ってから受講を申し込もうかなと考えているところでございますけれども、この受講講座の主な内容、要点等を教えていただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。講座につきましては2部構成と言う形で考えてございます。内容につきましては認知症の基礎知識と認知症の方との接し方ということで、基礎知識につきましては講話、いわゆる座学という

形になろうかと思えます。認知症とはどういうものなのかというそういう講話になろうかと思えます。認知症の方との接し方につきましては、実際に認知症の方とはどのように接したらいいのか演習という形で実施していきたいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 確かその内容では50分くらいの講座だったかなと思っております。その中で今言ったように認知症とはというものの講座と実際にこの接し方等を受けていただくという考え方ですね。それで、この認知症サポーターというものを受講したことによってサポーター員に当然なると思うのですがけれども、特別な資格というわけではないでしょうけれども、このサポーターとなられた方に求めるものといえますか、この方々に期待されることというものは、どういうことがあるのかなということもあります。いつでしたか、先月でしたか茶内の方面で高齢者の方が自転車で出て一時行方不明になったという事例もあった中でサポーターとなった方が例えば、要請に応じて一緒に捜索に出るだとかそういう場面も出てくるのかなというふうにも考えるのですがけれども、どういうものを期待してこういう講座を開催するのかということ伺いたしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** はい。ただいまの御質問にお答え申し上げます。難しい話ではないと思っております。認知症に関する正しい知識を持ってもらって理解していただくとうまくいくことによって地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助け、それをする協力者が増えるのではないかと。正しい理解をすることによってということですが、そうすることで周りに理解してくれる人が多くなれば認知症になっても浜中町は安心して暮らせるんだなど。そういう認知症になる前から意識を持っていただける、そういうところも目指していければなど、そのように考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この計画によりますと現在までの受講者数というのは平成30年度が36人、元年度が34人、令和2年度が16人と、これは多分コロナの関係で少なくなっているのかなと思うのですが、過去に受講されている方々の地域ですとか、年代あるいは職業だとか、ひょっとしたら団体、ある種の産業団体とか、自治会とかという単位でのものがあるのでしたら示していただきたいのと、加えて認知症サポー

ターというものを、この出前講座はいろいろなメニューがございますよね。現在町で実施しているメニューを載せるという考え方は今後どうなんでしょうか。考えられるのかどうかということも含めて、そうすることによって自治会という括りではなく、もっとほかの団体が受講するという機会も出てくるのかなと思うのですけれども、そのメニューに加える方向性があるのかどうかも加えて答弁いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（金澤剛君）** ただいまの御質問にお答え申し上げます。御質問では平成30年度から令和2年度までの実績でのお話でございましたけれども、養成講座ですけれども、実は平成21年度から開始してございます。これまでに全部で11回実施して受講者数は183名になっております。年代別の内訳ですけれども10代が12人、20代が13人、30代が15人、40代22人、50代36人、60代39人、70代以上が46名となっております。

また、職種別で申しますと金融機関等が32名、商工関係9名、民生児童委員協議会28名、一般住民109名、その他5名となっております。なお、これまで地域別で集計をしていないものですから地域別でどれだけという数字につきましては申し訳ございません、お示しすることができませんので御容赦いただきたいと思います。

後段の御質問でありますけれども、出前講座までは実際のところ考えてございませんでした。けれども、今回の講座ばかりじゃなくて団体等から要望があったとか、あるいは要望がなくてもこちらからこういう講座どうですかということとはしていく予定になってございますので、出前講座という形をとらないかもしれませんが、今回の地域だけ、自治会だけというふうに捉えることはないということで押さえていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** では次の質問に移らせていただきます。霧多布中央通り、いわゆる火防線です。これの改良工事を災害対策費ということで通告しております。ただ、これについて2点通告させていただきましたけれども、6月補正の2号で2点目につきましては予算措置がされ、単年度での実施という見込みになっておりますので、これにつきましては予算審議の中で再度伺うことにしまして、ここでは1問目のみについて伺いたいと思います。

町道補修工事は毎年4000万円の予算をもって改良が必要な町道20路線余りの

中から損傷の程度によつての通行や除雪業務の影響及び交通量等を勘案して優先度を決め、計画的に事業が進められていると理解しております。この度といいますか3月の当初予算では、霧多布中央通局部改良工事1680万円が町道維持補修工事の新規事業として計上され予算可決されております。この工事につきましては現在建設中の避難道との接続を円滑に行う上からも必要なものだろうと理解しておりました。それで、そのときの資料では総延長150mのうちの67mを今年度、残る83mについては次年度以降に実施するという予算説明でありました。そこで、私が気になったのは次年度以降実施する路面の状態を實際走ってみて、何ら通常の通行に支障があるようには感じない中で実施するということでもありますので、もっとひどい場所は町内何カ所もあるんだろうという中で、資料どおりのこの維持補修工事が優先事業とする大きな理由を伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまの御質問にお答えいたします。霧多布中央通局部改良工事につきましては、このたびの補正予算において土木費の町道維持管理に要する経費、工事請負費、町道維持補修工事の補正予算7890万4000円のうち、今年度実施する67mから工事区間を延長して実施するため、この不足分ということで2130万4000円を追加する旨、御提案させていただいております。

この度の霧多布中央通維持補修工事の計画を御理解いただくために、その内容につきまして手短かに御説明させていただきたいと思います。まず建設課が改良工事を行おうとしていた総延長150mにつきましては、旧役場庁舎前の交差点である五の通り交差点から、商工会や歯科診療所のある三の通り交差点までの区間を指しておりまして、この区間は舗装の強度が維持できないということで、路盤からの改良が必要だと判断しておりまして本年度で67m、次年度で83mを実施しようとしておりました。このたびの補正予算では、この改良舗装150mに加えまして、三の通り交差点から一の通りの交差点までの区間、延長で行きますと100mになりますけれども、こちらは路盤の打ち替えまでは必要ないと判断しまして、オーバーレイ工法としまして合計で250mの全線を補修したいと考えております。この度、霧多布中央通り全線の維持補修工事を実施した場合の工事費としまして、積算したところ3810万4000円となりましたので、当初予算の1680万円を差し引いた、2130万4000円を御提案させていただいたものでございます。議員御質問のとおり、霧多布中央通改良工事を優先したこと

になりますけども、この理由としましてはこの道路が防災上、非常に重要な路線であるということを再認識したということがございます。議員おっしゃるとおり、霧多布中央通りは、現在建設が進む湯沸高台避難道路に接続される唯一の道路としまして、災害などで町民が湯沸高台への避難が必要になった場合、避難路として中心的な役割が生じてくるものと捉えております。

それともう1点、この道路の位置づけでございますが、霧多布中央通りは北海道より災害時においても緊急輸送を確実に実施するために必要な道路いわゆる緊急輸送道路に指定しておりまして、その重要性から安全な通行ができるよう、道路の機能を一定水準以上に維持し続けることが求められております。このようなことを踏まえて、役場内部で協議した結果、早期に路面状態を改善して維持することが望ましいと判断しまして、この度補正予算をお願いした次第でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 要は道道でもランク付けがありまして、まさにこの別海厚岸線ですか。これが緊急輸送道路ということで、例えば橋梁の補修であっても補強であってもう優先的に実施されると、同じ道道であってもMGとはランク付けが違うというふうな意味で、この町道に関してこの中央通りがそういう位置付けになっているというふうな理解であるがゆえに、ここはやはり損傷状況もさることながら優先的に事業を推進する路線であるという認識を今持ったのですけれども、要するに今までこの町道補修に関しては、あくまでも現状の損傷状態なんかを見て、通行に係る影響などを勘案し、さらに交通量等も勘案しているという、今後、町道維持補修というのは順次傷んでくるわけですから、多分、半永久的といったら語弊がありますが、まだまだ続いていく事業があります。これは。であるがゆえに何うんですけれども、この避難に使うからという意味合いだけで考えれば、海岸地区の道路はほぼ全てがそれに当てはまると思うのですけれども、それとは違くと、この路線は緊急輸送道路であるがゆえに、今回は優先させますよと。今後の維持補修に関しては従来どおりの基準で実施していきますよという、理解でいいのかどうか。その答弁だけ伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまの御質問にお答えいたします。この度の霧多布中央通りの工事延長につきましては、3月定例会においては複数年の予定ということで説明をしていた改修工事について、議員おっしゃりますとおりこの路線の重要性を見直し

た結果、補正予算をお願いして単年度で完了させたいとこのようなことから補正をお願いしたものでございます。議員御質問の今後の道路改修工事の選定方法につきましては、建設課がこれまで行ってきました従来の道路損傷の程度による通行への影響及び交通量などを勘案して選定しまして、引き続き町民生活の基盤となる道路の維持に努めたいとこのように考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 3点目の質問に移りたいと思います。霧多布津波避難道路交通流動解析委託の結果はということで、通告させていただいております。先の全員協議会の中で、これにつきましては防災室長より説明をいただいておりますが、若干、質問していきたいと思います。

今回、398万円用意して、交通シミュレーションを実施した結果、大変明るい材料だと思ったのは霧多布地区だけではなく、新川東、要は霧多布高校、霧多布中学校を含めた地区の避難にも避難道、新たにできる避難道が利用可能だということが見えてきたのかなと説明を聞いていて理解しております。それで、この資料には今後、この新川東、暮帰別地区からの避難を検討する必要がありますと謳っております。現状のままで、新川東に関しては、昼間・夜間とも時間内に避難できるというシミュレーション結果が出ておりますし、暮帰別地区については、昼間は可能ではあるが夜間については、難しいというものが出ております。それで、先般テレビにも室長出ておられましたし、新聞報道でもございました。要するに中学校と高校の避難訓練、独自に実施している中のインタビューなり新聞記事でございますけれども、これは確か中学校の校長先生の談話で新聞記事だったと思うのですけれども、現在、ある条件下で我々教員はできるだけのことを行い、1分1秒でも早く子供たちの安全を確保するために必要なことをやっていくというコメントがございました。私はこれ、ある意味悲鳴に聞こえるんですよ。というのは町から示されているのはあくまで浜中ですよ。榊町を経由した浜中まで逃げてくださいという方向性が示される条件のもとで避難訓練を実施されております。それで今回示されたシミュレーション結果は室長曰く、この新川東、暮帰別地区の動態調査等で前回調査したときから多分車両台数も減っているでしょうし、動態調査をすることによってさらに避難、要は暮帰別地区まで避難が可能になるのかなということも考えられます。そうなりますと、長い海岸線を走るよりは確実に多分避難ができるんだろうというふうに以前も私これに対しては質問しておりますけれども、その可能性が見えてきたな



と大変希望が見えているのですけれども、今後ある程度予算措置が必要になるかもわかりませんが、この新川東、暮帰別地区の動態調査を実施して、こういう避難先を浜中から役場方面、湯沸高台へ変更するという方向で今後取り組んでいかれるのかどうか。確認しておきたいなと思いますので、答弁いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** まず議員おっしゃるとおり、新川東あるいは暮帰別につきましては浜中方面の高台に避難ということで、浸水域を5 km以上低地を通行しながら避難ということで非常に距離も長いということでリスクがあるという状況でございます。それで今回シミュレーションの中で霧多布地域は避難できるというシミュレーションが出ております。それで新川東、暮帰別地区はどうかというところで行ったところ、新川東については、昼間・夜間通行ができるという状況、暮帰別地区につきましては昼間は全員避難できるということでありますけれども、夜間はシミュレーション的には間に合わない可能性が高いというような結果が出ております。それでこの暮帰別地区の避難の関係でありますけれども、今回やはりまず霧多布地区は当然浜中の高台よりも近い位置にあるということで、距離的に約半分の2.5 km程度で到達できるということでありますので、やはりそちらの避難の検討が必要になってくるということであります。それで今回は実態調査した中の車両台数だとか、避難人員というのも実は平成24年に北海道がMGロードの避難の関係、シミュレーションをしたときの調査の人数、車両台数を使って今回私どもで算出したということでありますので、本格的にこの暮帰別地区、新川東地区の方を霧多布方面に避難させると言った場合は、やはり実態調査といえますか、動態調査が必要になってくると考えておりますので、これについては早急の地元の自治会、町内会と相談させていただいて、是非この実態調査を行って何台くらい車両が避難するのかという状況をつかみながら霧多布方面の避難協議をしていきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 時間になりますので最後の質問になると思います。それで、これはいかに新川東、暮帰別地区、言ってしまうえば霧多布地区ですよねここは。安全な高台へ確実に避難方法を考えられるかという中で、是非これは早急に進めていただくとともに、室長のインタビューの中で複数の避難を考えておく必要があるという、確かに一緒なんですよ。ましてや浜中のようにこの車両での避難を余儀なくされる地区であるゆ

えにそういうインタビューの答えだったと思うのですけれども、要はより確実なものを1本しっかりと計画を各地区に作って、それに沿った避難訓練をすることによって、ここが大事であって、要は不測の事態を考えた場合の複数案ということであれば納得するんですけれども、最初から複数の計画を持っているということはこれは避難訓練等にも、どれを頼って避難訓練をしたらいいのかわからなくなると思うんです。ですから、大事な根幹となる1本目を作るという意味でも新川東、暮帰別地区については取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その点での答弁をいただいて終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

手短にお願いします。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします、新川東、暮帰別地区については現在北海道が想定します新しい浸水想定状況により、まだはっきり数字が出ていませんけれども、可能であれば浸水地域内の高い建物に避難場所を設けられるかどうか、ここはまず一つポイントとしてあると思っております。その上において、例えば車両で避難する場合に霧多布方面への避難も車両ですから、通行のリスクがあるとした場合は浜中方面に車で避難するだとかという部分も考えられますし、また避難している途中で通行できなくなる、渋滞になるだとか、身動きとれなくなるというような部分もありますので、そこら辺の避難に関しては、複数というか、一見無駄な部分に見えますけれども、やはりAがダメだったらB、BがダメだったらCというような、対策が必要だと考えています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 3番秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 海岸漂着物対策に向けた協議会の設置はということで質問したいと思いますが、通告書の中でプラスチックという表現をしておりますが、新聞報道等は一般的にはプラスチックなので言い直して質問させていただきたいと思っております。

今、海洋プラスチック汚染が国際的課題となっている。世界の海に存在するプラスチックごみの量が推定で1億5000万トン以上、さらには年間少なくとも800万トン、ジャンボ機5万基相当のプラごみが流出していると推定されている。2016年ダボス会議（世界経済フォーラム年次総会）では、有効な対策がとられない場合、海洋へのプラごみ流出の拡大が加速し、2050年までに海洋プラスチックごみが海の魚の量を上回るという予想が報告されています。200種類以上の海洋生物が海洋プラスチック

クごみを摂取していると言われ、さらには世界中の9割の食塩からマイクロプラスチックが検出されるというショッキングな報告もあります。洗顔料、歯磨き粉などに含まれるマイクロプラスチックは食物連鎖に、香料、柔軟材に含まれるマイクロカプセルは大気汚染に、それぞれが人類に大きな影響を与えると指摘をされております。また、プラスチックごみは太陽の紫外線による、劣化・分解の過程において大量のメタンガスが排出されるため、地球温暖化加速の一因となることも判明しております。この課題に対し環境省は、海岸漂着物処理推進法を2009年に設定しております。これに伴って北海道は、海岸漂着物対策推進第三次計画を策定し、条文は海岸における良好な景観及び環境保全を図るため、海岸漂着物の円滑な回収処理及び発生の抑制に合わせて、近年、国際的問題となっている海洋プラスチックごみ対策を推進することを主な内容としております。

これらを踏まえて、次の点について質問させていただきたいと思っております。初めに、浜中町における海岸漂着物の回収は各地域の一斉清掃に合わせて実施されていると思っておりますが、状況について伺いたいと思っております。また、海洋プラスチックごみの現状認識の共有と回収・処理の徹底を図るため、協議会の設置が必要と考えておりますが、その取り組み状況を伺いたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** ただいまの質問に御答弁させていただきます。海岸漂着物の改修に伴っての一斉清掃の状況について御説明いたします。例年、4月、10月に町内会自治会の協力をいただきながら一斉清掃を行っております。一斉清掃における海岸漂着物の状況につきましては、4月の一斉清掃のみですが、榊町自治会、散布漁協青年部が海岸漂着物の回収を行っております。また、一斉清掃ではありませんが、社会貢献として赤石建設さんでも年1回海岸漂着物の回収を行っていただいておりますし、個人で拾ってくれている方もおります。これは漂着物ではありませんが、浜中漁協の青年部が琵琶瀬漁港と貫人漁港の清掃、たこ部会では針などの掛かったごみを持ち帰り処分場へ運んでいただいているということも伺っております。

協議会の設置についてお答えします。平成22年度より釧路総合振興局が中心となり、釧路地域海岸漂着物対策推進協議会が設置されております。ただし、この協議会はあくまでも海岸漂着物に対する協議会となっております。浜中町としては、海洋プラごみについては国が主体となって対策を講じていくものと捉えております。このことから

協議会の設置は考えておりませんので御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。榊町自治会と散布漁協、地域貢献として赤石建設さんが年1回海岸清掃をしていただいているようでありますが、浜中町の海岸線約67kmといわれております。うち、琵琶瀬から榊町間は17kmの砂浜となっております。貫人から恵茶人もまた長い海岸線となっております。広い範囲ですから当然、手が回らなく回収が難しいということになるんだと思いますが、今言ったその海岸線の中で回収されていないということは把握されているのかどうか。それから漂着物のごみの分類調査はされたことがあるのか、モニタリングをしていこうという考えはどうか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 御質問にお答えいたします。海岸線の漂着物の把握状況ですが、町の方に連絡があった場合はその都度対応しております。それと、漂着物の分類ですが今のところは分類の調査結果等は持ち合わせておりませんので御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 海岸清掃のされていない場所は、私の見た限りでは大橋から暮帰別寄りの海岸線と水取場の潮路橋のあたりから一部、水取場の真ん中くらいまでやってないかな。奥の方は小松牛乳さんの方はきれいにやっていますね。潮路橋からももう少し暮帰別寄りもあまり清掃されていないような気がします。このプラスチックごみが残っているということは、当然マイクロプラスチックにもなりますし、プラスチックを柔らかくする可塑剤それも当然時間が経つと溶け落ちます。それが環境汚染に繋がりますし、可塑剤が溶け落ちることによって空中に拡散する環境ホルモンというものが人間のホルモンを攪乱するとも言われております。こういう身近なところにあるプラスチックごみは、プラスチックごみばかりではないですけれども、やはり清掃するというのが基本だと思います。それは町の責任も私は関わっていると思います。環境省が2014年に漂流ごみの移動シミュレーションをした結果があるんです。これは当然持っていませんよね。これを見ると朝鮮半島にあったものが3カ月で日本周辺に集まるようになっているのです。当然太平洋の北海道の道東沖まで来ています。こういうことですから、繰り返し回収しなければならないというのは、これ基本ですがそうもならないからやはり年2回、春と秋に清掃するのが基本だと思います。その辺の認識を教えてください。

か。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** ただいまの質問ですが、春と秋の一斉清掃で海岸物もやったほうがいいのではないかという御質問だと思います。今のところは先ほど現状を説明させていただきましたが、海岸物まではまだやるやらないという考えは持っていませんでした。これから検討したいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 先ほど協議会は設置する気はないということではありますが、それであれば海岸清掃にやはり多くのボランティアが必要です。私は散布のことしか知りませんから自分達の生活の場でもありますから真剣ですよ。やることが常識みたいな感じで清掃しています。当然火散布等の湖畔の沼の周りも今もう10年以上今の青年部ですけれど、きれいに清掃しています。先ほど言ったようにこの周りが手がついていないということになればちょっと違うんじゃないかなという気がしております。それであれば町が中心になってやってもらえるという認識があればその海岸のプラスチックごみ含め、流木含めどのくらいの量が漂着しているのか、その辺は各地域に住んでいますから、その辺を情報確認をしてやはり地域に要請をすべきだと思うんですよ。その辺はどうですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** まず、漂着物の関係ですが潮の満ち引きで現状が刻々変わっているんで、なかなか一概にすべて抑えることは難しいと思っております。また自治会への依頼ですが、これはまだ自治会の方とお話ししていませんが、ごみの関係なので、自治会のほうに依頼するのは厳しいのかなと今認識で思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 海岸の清掃に関しても海岸漂着物処理推進法の中にもありますが、海岸管理者、こういう自治体では責任を持ってやらなければならないような法律に私はなっているような気がするんですよ。ですから、さっき言ったように自治会にボランティアになると思いますが、要請して海岸清掃をやってもらいたいと思います。モニタリングしてないということですから、これも環境庁の調査ですが、北海道は根室と函館と宗谷の3カ所のごみが海外から来たのか日本のものなのか、この調査はしているんですよ。根室の調査は日本のごみが72%です。ほとんど日本のごみなのです。そ

の中にロシアが11%、中国が6%、韓国が3%、その他8%となっています。その他に人工物、プラスチック、ペットボトル、漁具、漁具は日本の物だと思っています。

それでは次に移ります。1950年から使用されたプラスチックは夢の発明とされたそうです。今私たちの家庭もプラスチックに囲まれてさほど違和感のない生活をしているのですが、当然漁業も漁船から漁業漁具でプラスチック、石油製品であります。酪農の方も牧草ロールが使われているラップフィルム、これも今大量に消費をされているようではありますが、日本はプラスチック生産量世界第3位とされています。廃棄している国民1人のプラごみの量はアメリカに次いで世界第2位とされており、外国の方は日本をプラスチックに憑りつかれたと言っております。プラスチック中毒というような批判もしております。世界批判の背景ですが、スーパーの過剰包装と2017年あります。年間903万トンのプラスチックごみ、これらは新聞にも出ましたが、2019年は道新にもありました851万トンのプラごみの量が報道されております。環境問題に関心の高い先進国からすれば、日本のプラスチックに対する意識の低さを指摘しているようであります。日本は2019年バーゼル条約で輸出が禁止されるまで中国、東南アジアに年間150万トンのプラごみの輸出をしております。2017年に中国が輸出を止めて2018年にかけて日本を初め先進国がマレーシア、ベトナム、タイの国々に輸出をしております。伺っておきたいのは陸上から海洋へ流出したプラごみの発生量の多い国それほどどこか把握されていますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 申し訳ありませんがそこは把握しておりません。

**○3番（秋森新二君）** これ2010年の請求資料であります。中国が年に353万トンの流出、インドネシアが129万トン、フィリピンが75万トン、ベトナム73万トン、スリランカ64万トンで、プラスチックの生産量の多いアメリカが11万トン日本が6万トンとなっております。日本が輸出していた国々がプラごみの流出をさせているんです。それが北海道にはあまり来ていませんが、このシミュレーションにもあるように日本全国に来ています。5月の29日にNHKのBSスペシャル2030未来への分岐点、第3回プラスチック汚染の脅威、大量社会の限界、これは2部構成で放映されました。これは知っていますか。見ましたか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 見ておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 大変内容のある、プラスチックの脅威ばかりでなくて、今循環社会にしようという動きも広がっているようでもあります。この中でマレーシアの輸出されたごみ駆け込みで輸出を先進国からされて刑事告発されて、1月から7月までの間、75万4000トンを出されてそれがプラスチックを再生する業者がコストがかかるといって放火して燃やしているんです。年20回ということで問題になって、今は、人もいない野山に不法投棄しているということになっているようでもあります。そして、積み残している場所が河川のそばということで雨が降ると川から海に流出をしている、そういうようなことになっているようでもあります。これはスペシャルの中ではありますが、ただ、大変良いこともあるんです。この中にはインドネシアのバリ島の子供たちがバイバイ・プラスチックバッグ運動でごみ削減を訴えて地域を動かし州知事も昔、州知事例を出されてプラスチックの削減に結びつけたという、そういう内容も盛り込まれております。日本はこういう流出されたごみの被害を受けざるを得ないような環境にあります。ですから、当然、コツコツと制度のもとで回収をしていかなければならないような環境にあります。

次の質問に入ります。処理推進法第29条で財政上の措置において政府は海岸漂着物の処理に要する経費について配慮するとあります。自治体で回収・処理が難しい漂着ごみを当該制度の活用により処理できる具体例はどうか教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 質問にお答えいたします。処理推進法、正式には美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律ですが、第29条に基づき町では、国の海岸漂着物等地域対策推進事業、北海道の海岸漂着物地域対策推進事業を活用しております。具体例としましては、海岸に漂着物があつた場合、それを処理する経費の10分の8が補助金として交付されます。クジラが漂着した場合などもこの事業の対象となります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森委員。

○3番（秋森新二君） 上限1000万円の事業だと思いますが実績はないですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 実績についてお答えします。令和2年度では廃プラスチック

ク類1. 36トン、経費は11万9680円で、この事業による交付決定額が9万5000円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） この事業は例えば榊町の自治会が集めてきたもので、プラスチックごみばかりではないのでしょうか、それに対しての経費だったんですか。それともさっき赤石建設さんが貢献事業でやった事業で出されたのかその辺はどうなんですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 質問にお答えいたします。今の1.36トンですが、当然一斉清掃で集めたものもありますし、赤石建設さんが持ってきてくれたものもあります。それを分別しまして、産業廃棄物で処理するときにかかった経費を事業で申請しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 海岸清掃で集まったものはほとんど産廃扱いだとばかり思っていたものですから、リサイクルできるものがあったということが意外だなと思って聞きました。自治会でも町内会でも奉仕活動今やっている地域は少ないみたいですが、どこで手余しになっているようなものがあるんですよ。例えば流木、私たちのところでは10m位の直径40cmくらいの流木、砂がらみですから切れないんですよ。それよりまだ短いものもあって、浜に置きっぱなしという感じなんですよ。それと渡散布ですけれども漁網が結構多いですごみの中には。人間の手では回収できないんですよ。当然重機が必要になってくると思いますし、今、渡散布の場合も漁網も含めて回収できない状態で山積みになっているんですよ。水産活動に影響が出るようなこの2つはそんな状況にあります。そういうことに、この制度が活用できないものかどうなのか。伺います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。ただいま漁網とかそういう周辺の関係のごみの話になりましたので、水産課より御説明申し上げます。先ほどの町民課長の答弁でございました補助につきましては補助金額が非常に少ないため難しいものと思っております。ただ海岸漂着物の回収等の環境省以外の補助につきましては、水産庁で水産多面的機能発揮対策事業により行うことができます。この事業は漁業者と漁協が環境生態系の維持、回復を目的として、地域で行う経営海岸清掃の支援を実施す



るということになっております。この事業は台風等や高潮になった場合については、各漁協等にもきちんとこういう補助がありますので使いませんかというメールが入っていると思っております。そしてこのことにつきましては、基本的には前回、大樹町の方からちょっと聞いたんですけれども、8月にその事業に申し込みをしたそうですけれども、採択されるまでに色々な補助申請があるものですから、3カ月ぐらいかかってしまったと。その後にごみ拾いをやろうと思ったら、しけで逆にごみがなくなっていたという例もあるということで、事務局の方にこの事についてちょっと御相談させていただいたところ、やはり漁業者が自らの水産活動の場所を清掃して、それについては補助金、人件費も出ますし、重機借上料、そして処理費、先ほど議員がおっしゃいましたモニタリング、その費用についても出るようになっておりますので、今年から5年間の事業で始まったんですけれども、追加ということも可能ですので今後そのことについても協議してまいりたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** この水産多面的機能発揮対策事業ですか、これ今回は少し予算が減ったんですよ。減ったので雑海藻駆除も23%くらい減ってすごく窮屈になってきていると思っております。以前の予算削られる前の多面的機能発揮対策事業でもこういう話を漁組の課長に言って、海岸清掃するのに多面的補助は出ていますから、それに使えるからどうなんだろう、もらってこれられないのかと聞いたら予算がもうないと。実際にやっている人たちでほとんど使っているというか、それでないという話でした。今できるようになりまして活用できるということであれば、早速使わせてもらわなければならないような現実ですから、それは組合が要請したらすぐ今年中に使えるということにはならないですよ。来年の事業になりますよね。自ら重機を借りて処理しましたといったときにはその結果において、その予算から経費が出るということではないですよ。それだと困ると思う。そこで多面的が来年から使えるのであれば今回は出来れば何とかしてもらって、来年から活用させてもらうということになりますね。わかりました。

次の質問に入りたいと思います。5月30日のごみゼロの日から6月5日の環境の日まで「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」となっています。これは平成19年からの活動になります。浜中町においても啓発活動の取り組みが必要と思いますが現状と今後の考え方を伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えいたします。啓発活動の取り組みの現状と今後の考え方についてお答えします。まず、現状としては毎月の広報にごみ博士からのお知らせという形で掲載しております。令和2年度で申し上げますと、令和2年4月号、7月号、9月号、12月号、令和3年1月号の計5回不法投棄について触れております。今後の考え方としては、全国ごみ不法投棄監視ウィークにこだわらず、広報にて不法投棄やごみ分別について啓発活動をしていきたいと考えていますので御理解をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** できればインパクトになるような、不法投棄ができないような、そんな啓発活動をしてもらいたいなと思っております。各自治体も、この不法投棄撲滅キャンペーンをやっているようであります。その中で横浜市がプラスチック対策強化月間を6月の末から6月30日までプラごみ削減キャンペーンというユニークな取り組みもしております。それと、できればインパクトのあるようなキャンペーンをやっても良かったり、先ほどNHKのBS1スペシャルでインドネシアのバリ島の子供たちがバイバイ・プラスチックバッグで州知事まで動かしたという内容のスペシャルでありました。プラスチックの脅威、不法投棄も当然このスペシャルの映像の中にもありましたから、これをNHKから提供を受けてこういうものを活用できないでしょうか。結構インパクトがあると思いますけれども、何かの集まりのときや学校でやるには内容がきつすぎるので。その辺どうでしょう。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** インパクトのある広報を考えるべきではないかという御質問だと思います。NHKの放送の方は、著作権とかがあると思いますので難しいと思いますが、各自治体の取り組み状況を調べながら、何か浜中町としてもインパクトのある広報活動ができるかどうか検討してみたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** ちょっと待ってください。やはり町長ここは職員に任せてもどうにもなりません。これは町長の政策判断といいますか指示がなければ動かないような、そういう印象を持ちましたので町長の発言を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 御質問が海洋プラスチックの話から出てきましたよね。やはり自然環境の中でプラスチックは分解されないんですよ。それが海に流れてという話にな

ってきたんですけれども。日本でもどうなのかというと、昨年からレジ袋が有料化になりましたよね。買い物に行っても袋要るか要らないかでお金を取られるということも出てきましたし、それと今回6月にプラ削減新法で新たにプラスチック資源循環促進法が環境省を中心に作られまして、促進法ができて参議院で成立しています。そして、2022年、2年後にこれがスタートするという思考を目指しているということでもあります。今実際にレジ袋もそうですけれども、飲食店でもストローですとかそんなのが紙製になったり色々な形でやられているのが今日本での実態だと。

今度はプラの削減と循環という二つの法律が今できまして、これから詳しくは決まるんですけれども自治体でも相当任務があります。言い方を変えるとやらされると思います。そのために、しっかり自治体もその回収の仕方を含めて、そして、その対応も含めてやる。企業側も全体でプラを削減していくという方向に日本はあると思います。遅れていますけれど。今後、そういうことからすると消費者も、自治体も、それから飲食業含めて企業も含めてプラスチック削減。その結果的に脱炭素の動きにもなってきている。一括繋がっているんです。その中でやるとすれば、きちんとやれば海洋に漂うそのプラスチックごみというか、塩にまで含有されるような状況になっているという実態が今あると思います。そんな意味からすると国もやっているし、外国も始めてきている状況で、ここまで追い詰められてやっと動き出したかなという気はしますけれども、今後私たちも含めて自治体、それから日本の国も含めてそういう方式に変わりつつあると思います。そんな意味で過渡的な時期だと思いますので、しっかり浜中町も法律に従ってやることはきちっとやっていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。大変大きな話になって今町長からもお話がありました。秋森議員としてそういう大きな問題の中で具体的に浜中町でできること、私はこういうふうなことを提言したいという具体案をもしお持ちであればここでお話をし、そのことについて理事者にお伺いをすると、質すということではなければ、これは時間が幾らあっても足りないような課題になってしまいますのでそういう意味でひとつまとめていただきたいなと思います。

秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 先ほども言いましたが、自治会、町内会、奉仕活動は何かしているんですよ。海岸清掃も道路の不法投棄のことに関しても。道路の不法投棄に関しては湿原大作戦、中でも企業の方も加わってやっているのは知っているんです。それを、

海岸にも組み込んでもらってやるとか、あとは先ほども言いましたように、町内会、自治会、海のそばに生活をしている方々に協力を得る、ほんとは全町民から協力を得てやるべきだと思いますが、先頭に立つのは行政だと思っています。それを自治会に、町内会に要請をしてやはり清掃をしていくということでなかったら、ボランティア任せで終わったのでは限界がありますよ。赤石さんの貢献活動と言いますが、やらなければやらなくても良いということですよ。だから今、現実にごみも含めて流木がすごく残っています。今年のもなのか去年のもなのか、それより前のものかわかりませんがその清掃がされていないこと自体がその意識がないということでは問題だと思っています。それはやはり行政の責任だと思っています。先頭になってやってもらいたい。不法投棄ですが、パソコンは5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、法人は3億円となっているのですけれども、この不法投棄の罰則事例はあったんですか。ないんですね。そしたらいいです。このプラスチック問題も、まず対策といってもなかなかないんだと思いますが、問題が起きるということはプラスチックの量が多いということで、海外からも日本からも、当然、陸上から川を通しプラスチックが流れ込むというのが7割か6割と言われてますから海岸の人だけの責任ではないですが、できるだけプラスチックの量を減らすということから始まるんだと思います。何かこういう対策をやっていきたいという事で考えていることがあれば紹介してください。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今、プラスチックが海に流れていくということの話ですけれども、現実には浜中町だけを見ると、川からプラスチックが海に流れ込んでいるということはないと思っています。散布に流れる川も、琵琶瀬に流れる川もそんなにあるんだったら浮いてくると思っています。ですからうちの町のプラスチックが流れていって海岸線に漂っている状態ではなくて、もしあるとすれば海から流れてきているのはあると思うのです。ですからもし、調査するという事になれば今後しっかり各地区でちょっと拾い歩きはできませんけれども、どれだけごみがあるかその実績を調べないといけないかもしれません。そんな意味でいうとすれば、町から自治会にしっかり回収してもらおうということも含めて、一部、川の海洋汚染の方で心配していて川の出口で網を張ってごみを回収するという調査を本州の方でやっているということもありました。浜中町ではやらなくても、ごみは溜まらないと思うのですけれども、しっかりその実態を私どもも確認しますけれども、逆に地域でそこに出ているプラスチックは、ひょっとしたら道路にだっ

てあるはずですが。だからその辺も含めて課と協議しながら、今後、調査も含めて進めていきたいと思っております。自治会にもしっかりと要請していきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 最後の質問をさせていただきますが、今の気候非常事態宣言という決議の動きが広がっております。気候非常事態宣言ですが、国や自治体、学校、団体といった組織は気候変動が異常状態にあることを認める宣言を行うと同時に気候変動を緩和するため、積極的な政策を打ち出すことによって、市民や事業者などの関心を高め気候変動への行動を加速させるものという内容になっております。

世界で最初に宣言を出したのはオーストラリアのデアビン市でこれが2016年に決議をされております。日本で最初に宣言したのは長崎県の壱岐市、神が宿るとも言われている壱岐島があるところですが、ここが2019年9月に宣言をしました。この宣言のきっかけですが、気候変動による自然災害が顕著になってきたことや、海水温度の上昇により、魚の住むところとなる藻場が大幅に減少したことだとわかり、漁業が産業である壱岐市にとって大打撃で環境面だけでなく、地域の経営面も考えての宣言だと言われております。壱岐市は内閣府のSDGsの未来都市にも選ばれております。そこでなんですが、こないだの道新にもありましたが、国はサンマ、イカ、鮭の記録的不漁は地域温暖化に伴う環境変化が原因という結論を出しました。温暖化による海水温の上昇は浜中町の漁業において鮮魚、コンブと幅広く影響を及ぼす深刻な状況にあります。1日も早い脱炭素社会の実現を2030年を目標とした国連提唱のSDGsに限りなく近づけるためにも全町民と認識を共有し、実現に向けて取り組みをすべきではないかなと思っております。この、気候非常事態宣言の必要性について伺ってみたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。気候非常事態宣言につきましては今、秋森議員おっしゃられたように各団体が気候変動を緩和するために積極的な政策を打ち出す、そういったことに住民や事業者の関心意識を高めていく、そのために宣言を行うものだという認識をしております。特に隣の厚岸町におきましては今年の3月議会のほうでこの気候非常事態宣言の決議がされているところでございます。町といたしましては第6期浜中町まちづくり総合計画、基本計画の中で環境保全、環境衛生に地球温暖化対策について触れております。ですから、こうした気象異常については

当然、本町においても自然災害の発生を初め、産業への影響といったことも危機意識を常に持ち続けていかなければならない非常に重要な課題だと考えております。ということで国の掲げるこういった施策もしっかり注視しながら、本町も気候非常事態宣言のことも含めまして、今後の温暖化対策、脱炭素社会の実現に対する取り組みをしっかりと協議していかなければならないと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思っております。何回もBSスペシャルの話ばかりしますが、2030年の未来の分岐点ということでスペシャルが放映されたのですが、その中で今を生きる人間は子孫から大地を借りて生きている2030年は重要な10年、未来を決める10年とされています。未来の人々に誇れる生き方ができるだろうか、こんなコメントを残してスペシャルが終わっております。是非そういう未来に誇れるようなそんな世界にしていかなければいけない責任があると思っております。終わります。ありがとうございました。

**○議長（波岡玄智君）** この際暫時休憩します。

（休憩 午後2時56分）

（再開 午後3時20分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 政府は福島原発の放射性廃棄物を海洋投棄することを決めました。政府といえども何ら詳しい説明もない。海洋投棄には断固反対すべきと思っております。2011年3月11日東日本大震災発生時に、東京電力福島第1原子力発電所は、地震の揺れと大津波によって1号機から3号機まで水素爆発を起こし、原子炉の核燃料がメルトダウンし空中へ、海洋へと放射性物質が流出し、海も山も空も汚染されました。あれから10年、稼働中であった福島原発1号機から3号機まで原子炉が崩壊し放射能に汚染された土は土嚢袋に入れられ、地面に置かれ放射能を含む冷却水が大きなタンクほぼ1000個に合計120万トン保存されたままになっています。この溜まりに溜まった汚染水を政府は海洋投棄すると発表後に浜中町の漁業関係者に聞いてみました。全日本漁業協同組合連合会長は以前からこれには反対で今回についても断固反対。北海道の漁業協同組合連合会も反対を表明しております。もちろん我が浜中漁

協も反対を表明しています。そして、コンブ採り漁業者に聞いてみた。きっぱりと反対。風評被害でコンブが売れなくなる、コンブが安くたたかれる、後継者になった息子の将来に影響する等と大変なものでした。反対の理由はさまざまですが、原発事故前の原発でいえば、原子炉を冷やすのに海水を循環させて冷やしていたが、それは海に放水されるときは、高温となり海水温が上がってきた時があり、コンブにはこの海水温が高くなったのは放出された温度の高い水によってではないかという噂も出ておりました。福島原発事故で発電所の海に放射性物質が流れ出たことから、近くの海岸では、すべての魚介類が汚染され、売り物にならない時期のあったことを知っています。それが7、8年経過してやっと市場に出せるところまで来たと聞いているなどと漁業者の間でもいろいろと話が出ています。遠く離れた福島、千葉、茨城、宮城の漁業者のことです。浜中町の漁民にとっては我がことのように身近なものです。東日本大震災のとき家屋や山で倒れた大木が黒潮に乗ってこの前浜を通過し、千島列島を北上し、アメリカの西海岸まで勢いよく流れていったと漁師から聞いています。しばらくして、岩手県山田町の牡蠣養殖漁師が磯船に乗ってアメリカの西海岸まで流されそこで救助され、磯船もろとも山田町に返されてきたと聞いています。汚染水の海洋投棄は該当の福島、茨城、宮城だけの問題ではなく、日本の水産業全体に対する大きな問題であり、世界に繋がる海洋汚染でもあります。海に面する漁業の町にとって実質汚染被害と風評被害で重大問題。したがって、日本国中で反対運動を起こし、汚染水の安全な処理方法に転換させなければならないと思います。

一つ目の質問ですが、町長は今回の政府の海洋投棄についてどのように考えておりますか。理由も添えて答弁願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今年4月、福島第1原発で増え続けるALPS処理水、汚染水について、2年後を目途として海洋に放出する処分方針が示されました。福島第1原発の汚染水処理の問題は、3.11の東日本大震災からずっと抱えてきた国の大きな懸案事項であったと認識しております。今回の決定に対し、全漁連の岸会長が遺憾の意を示すとともに、改めて反対である旨を抗議、申し入れを行いました。同時に漁業者、国民の不安を払拭するため、政府に対し次の5項目の対応を求めています。

一つとして、漁業者、国民への説明。これは多くの反対意見がある中、なぜ決定したのか説明すること。二つ目、風評被害への対応、対応方法を明確に示すこと。三つ目、

ALPS処理水の安全性の担保、安全性を国内外に具体的、明確に示すこと。四つ目、漁業者の経営継続のための対応策を示すこと。五つ目、継続保管庫の継続的検討タンク増設による補完、新たな処理、保管方法を検討すること。

私としては、全漁連は昨年来、政府と潜水処理に関する意見交換を重ねていたということですので、突然の処分方針の発表であったことについて、強い抗議、反対は当然のこととっております。本町においても、漁業は基幹産業であります。将来に亘って本町での漁業活動、漁業者の生活を守っていくという観点、それと命に直結する問題という点で、私は何の説明もなく海洋投棄が強行されることには非常に反対です。さらに国民に対して処理方法が安全、安心なものであるということ。風評被害への対応、科学的根拠に基づいた情報など、丁寧かつ具体的に示す必要があると思います。いずれにせよ、私としては今後も引き続き、国の動向、さらには情報を注視していかなければならないと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今、町長が答弁されたことすべてが最も多く我が町が対応していくべき問題であるということで、町長が丁寧に自分の海洋投棄に対する考えを述べていただいたということは私は本当に大変うれしく思っております。そういうことですが、私はさらに浜中町が町長だけでなく、町全体、議員も挙げて、この問題に対して精一杯意見を発していくことが地元の漁業者を励まし、農業者を励ますということになろうかなと思います。

それで、福島県のすべての市町村で4月13日に海洋投棄を発表する前から、ほとんどすべての漁業協同組合、あるいは議会、あるいは町長が海洋投棄反対、みんなで反対しようじゃないかということで、福島県も茨城県も岩手県も連携でこれを持ち切っていくということが報告されております。私の元に岩手県山田町で元議員であった方から、加藤さん、岩手県ではこんなふうにやっているよとファクスで6、7枚の決議案なるものを送ってくれました。題名は、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について。処理はしたものの本当にそれが処理されて、安全なものなのかどうか。これを科学者がきちっと政府の側に立って推進する学者でなくて、これはよくないよという学者が先頭となって地元の漁業協同組合や、それから役場の職員の皆さんの前で講演をしたり、ALPSで浄化された汚染水はこんないろんな放射性物質が含まれているけども、すべてがクリアされている問題ではないよというようなことの学習会をや



ったり、そういうことでみんなが連携してやっていくと。海の町もあれば山の町もある。しかし、それが連携してそれぞれの議会で反対議決をしたり、それから町長の声明で中心になっている岩手県の町長の連絡会のようなものですね。三陸連携会議なるものがありまして、13市町村で構成されておりまして、みんなで足並みを揃えてやっていこうということを、本当に涙が出るほど大変な問題だと、こんなことが政府の一言で決まっていいいのかということが話し合われて町全体として、村全体として、岩手県全体として反対の姿勢を示していく。これが政府にとって大変大きな力になっていっていると思います。

そういう点で、この浜中町でも何か困った時にはみんなで力を合わせて行こうやと、釧路管内や釧根で色々な連携をして行動を起こしたという過去の例も幾つかあると思います。私はそんなふうにして、何か政府がちょこちょこ何か推進派の人たちと相談して、4月13日からやるんだ、2年後にやるんだと、どんなことをやるんだという説明も何もしないで、やることだけを述べているということ公の問題として、日本として、こういうことを海洋投棄するという事は日本が世界にとってどういう立場にあるんだということで、本当に大変なものだと思います。そういう、日本全体はみんなで行うことにして、釧根、あるいは道東に住む水産の町、酪農の町、一次産業の町で放射線汚染水の不法投棄反対という声を私は早い時期に上げて、政府に対して反対の姿勢を示していくということがもしできればやっていただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 御質問のありましたそのことをやってはどうかということについては当然賛成であります。ただ町長が先になってやるのか議会で議決するのか漁組で動くのか、色々な方法があろうかと思えます。一体的になるとすれば道漁連の川崎会長は厚岸の漁組の組合長でありますから、浜中でもし違う動きをすると1番最初に怒ってくるのではないかと思いますので、そんなことはできないと思っていますから、まず最初にそういうこと考えるとすれば、管内含めて農業のときもそうですよね、ウルグアイ・ラウンドの時もみんなで反対しましたよね。そういう空気になればいいかと思っています。まず、東北でそのことがちゃんとできればいいんですけれども、了解した首長もいると言ったらおかしいですけども、仕方ないだろうという首長もいるみたいですけども、ちょっとその辺が不安なところはありますけれども、しっかりやれば足並みは揃う

と思います。足並みを決して乱す気はありませんけれども、各団体がその決意があれば、浜中町は1本にまとまると思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今町長がやはり議会と一緒にということもありますし、私もそのように思います。議長とも相談して、できれば浜中町が浮き上がらないような形で、道東の一次産業の町の皆さんと一緒に運動に参加できるように頑張っていたきたい、あるいは頑張っていきたいなど私自身も考えます。

この答弁をいただいて私は質問終わりということになるんですけども、1点だけちょっと確かめておきたいことがあるんです。それは、1960年代、私が20歳の頃のことなんです。それは盛んに世間で言われたのは核の平和利用という問題です。それまでは核といえば戦争の原爆です。広島、長崎、それから、3.1ビキニでマグロ漁船が水素爆弾の実験で被害を受けたとそして、そのことがきっかけとなって核兵器廃絶の運動がずっとなされたんだと。核の問題については、核兵器で被害を受けていますから、その当時の我々日本人はとっても敏感でした。核の平和利用については、私はやはり安全というのは大事だと思って、その当時すごくテレビ放送を見ていました。今は退いていますけれども、共産党の不破哲三という書記局長、後に委員長が核の安全がきちっと確認されない限り、原発の稼働はやってはならないと厳しく国会でやったことがあります。当然のことなんですよね。その議論の中で、モンゴルの砂漠のようなところの地下300m下に粘土質の地層があるので、そこに廃棄物を埋めたらどうだという議論が出たんですけども、国内ではなんで外国まで持っていくんだというそういう意見が出たり、あるいは、北海道の幌延でおよそ300m地下に水の溜まっているところに放射線廃棄物を埋めて、何万年も保管するという案はどうか、六ヶ所村でどうのこうの、そういうことを考えて考えてどうしたら環境に影響のある方法ではなくて、海洋投棄だとかそういうものでなくて、永遠に保管していく施設というのは考えられないだろうかというのをずっと考えて議論してきましたが、突然、2011年の3月11日にあのような大きな原発事故が起こってしまいました。原発を作るというのは、原発事故が100%起きない、そういう環境を作っていこうという約束が私はきちっととられていて、なかなかいい案が出てこないという現状だったんですが、今回、こうやって政府が海洋投棄するという案を出したのは初めてのことだった。と私は記憶していますが、町長は以前、原発をやるというからには、事故の起きない完全な状態を作っていく、そういうことを

目指して進めるべきだという、そういう確認がとれたように私は感じて青年時代送った  
と知っているんですが、町長の受け止め方はいかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 議員の質問されていることは、今は海洋投棄の話で原発を建てる  
だとかその話の質問ではないと思うんです。ですから私としてはこの一般質問で通告さ  
れたことに対して答えるべきだと思いますけれども、その若い時がどうだとかそういう  
話ではなくて、原発がどうかという質問にはならないのではないかと思いますけれど  
も、どうしても聞きますか。それは考え方あるかもわかりません。今だって脱二酸化炭  
素含めてやるとすれば、国は今原発だって炭素は出さないと言って、原発も、脱二酸化  
炭素の中に含めていると思うんですけれども。そういうことからすると、国はそう言っ  
ていますけれども、やはり今の原発は安全でないということが、今、明確にて出ていま  
すから、それは縮小する、今止める訳には縮小してかんといけないというふうに思っ  
ているところであります。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 丁寧な答弁ありがとうございます。以上で質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 通告書に沿って御質問させていただきますが、3番議員と一  
部内容が重複するところがありますので、答弁で予想される所、理解した部分は省  
略しながら御質問させていただこうと思います。

不法投棄削減対策について3月末に厚岸霧多布昆布盛国定公園が指定されました。当  
町のホームページでも「雄大で荒々しい海食崖が連続した岩石海岸、国内有数の規模を  
誇る湿地及びそこに成立する希少な水鳥繁殖地や湿原植生等の生態系と、人と自然との  
共生により育まれてきた文化景観とが一体となって作り出す景観が広がっていま  
す。」と記載されています。本来であれば、グリーンシーズンに向けて観光客が増え始  
める時期ではありますが、感染症対策としての外出制限により現在は観光客が少ないで  
す。春の日差しで雪解けが進み新緑が芽吹く頃、道路脇にポイ捨てされている大量のご  
みを目にすることになり、無責任なポイ捨てから始まる環境汚染は海洋マイクロプラス  
チック汚染へと繋がり、地球環境や生態系など人体にも影響を与える世界的な問題にな  
っております。質問させていただきます。浜中町レジ袋削減の取り組みについて、経緯  
と現在の状況をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） ただいまの質問に御答弁させていただきます。レジ袋削減の取り組みの経緯と現在の状況についてお答えします。まず、取り組みの経緯ですが地球温暖化防止と環境保全を目的に平成19年度、レジ袋削減推進検討委員会を立ち上げ検討に入っております。検討の結果、平成20年4月からレジ袋が有料になっています。現在の状況は議員御承知と思いますが、令和2年7月よりプラスチック製買い物袋有料化制度がスタートしておりますので、事実上終了しているものと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 浜中町では全国に先立ってレジ袋削減ということで、この取り組みをされたということで、僕は一部報道機関の方ですとか、案内業をやっていますので観光客のお客様から浜中町はごみの対策について意識が高いんだねと言われることがありまして大変嬉しく思っていました。そこで二つ目の質問に移らせていただきます。ポイ捨て、不法投棄は減っていないように見受けられるんですけども、原因はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 御質問にお答えします。減らない原因としては分別方法がわからない、運ぶ手段がない、お金が掛かるといった様々な理由が考えられますし、モラルの欠如も要因の一つと考えます。しかしながら、町といたしましては周知・啓発活動のさらなる徹底、関係団体との連携強化を図りながら、ポイ捨て、不法投棄を削減するために継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） おっしゃるとおりだと思うんです。僕も今課長から幾つか説明あった中でやはりモラルの欠如、そこが大きいと思うんです。育った環境なのか、時代なのか教育なのかちょっとわかりませんが、それで僕なりにやはりポイ捨てを減らす原因をちょっと考えたんですけども、まず、言葉が少し軽いのかなと思いました。これポイ捨てしちゃったんだよ。なんかちょっと言葉だけ聞くと何かかわいい感じしますよね。ポイ捨てではなくて、これはもう不法投棄と呼ばなければいけないと認識するようになってきました。僕もどうしてこのモラルのない人がいるのか、減らないのかなと考えたときに一番の原因は捨てる人がいるからなんです。

悪いと思っしてしているのかどうか分からないです。モラルが欠如している人ですから。そこでやはり捨てる人が1番悪いんですけども、原因を追及したときに僕はごみになっているものを売っているところと、作っている会社、要はSDGs的な観点からいうと、作る責任、使う責任というのが1、2番にあります。なので、このポイ捨てされているものが、先ほど先輩議員の質問の中にもありましたけれども、プラスチック、要はマイクロプラスチックになって分解されない、環境汚染に繋がっている原因のものが多い。ただ、その材料が例えばプラスチックではなくて、自然分解されるものによっていけば環境的には問題ないのかなとも考えたんですけども、だったら捨てるでもいいやって結局捨てる人の意識は変わらないのかなというところもちょっと考えたんです。それでやはりごみを減らす対策としては、SDGsの中でも表現があるように作る人、買う場所、あとポイ捨てということに関していうと、ほとんど車の運転中ではないかなと思います。この春、先輩議員が清掃活動しているというのを議会でも質問されていて、僕もこの春ちょっとやってみたんです。一部の地域ですけども、やはりそこでポイ捨てされているごみ、内容を考慮しなくても、まず一番の明らかなのは運転中に捨てているということだと思いました。それで、三つ目の質問に移らせていただくんですけども、町でも一斉清掃等、クリーン作戦を実施されていますが、この実態調査はされていますでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** ただいまの質問にお答えいたします。一斉清掃に限ってお話させていただきますが、各町内会、自治会の、搬入量は把握しておりますが、例えばどの場所にどのごみが多いとかという実態調査はしておりません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 町内の一斉清掃とだやはりその地域の方が在住地域、家の周りですとか自治会内の清掃だと思うんです。僕も5月末のクリーン作戦に一事業者として参加させていただいているのですが、やはり湿原クリーン作戦ですと僕ら事業者は、湿原、河川、カヌーに乗りながら海からの漂着物を拾うことが多いのですが、今年は六番山の道路わきのごみを清掃していました。そこで気になるのが、車でなければそこで捨てないだろうと、原因を僕なりに突きとめたというか理解したんですよ。あそこに歩いてきて、山菜を取りに来たとか理由はあるかもしれないですけども、ほとんど車を運転しながら、助手席の人が捨てているのかもしれない。その車からのポイ捨てを

どうしたらなくすることができるのかなど。僕は捨てられたごみを拾うのは、先ほどは先輩議員からも、ボランティアの活動とボランティア精神であるものだと思うんですけども、僕も今年ごみ拾いをして思ったのはボランティアになっちゃいけないなと思ったんです。美化活動で満足するのではなくて、捨てさせない、そこに目を向けなきゃいけないなと思ったのでこの実態調査ということと、その前の質問、減らない原因はなぜかという御質問をさせていただきました。そこでクリーン作戦ではどの場所でどんなごみが、どういう人がということに関しては、運転しながらの人がモラルがないから捨てやすい人目につかないところで捨てているのかなという僕なりの解釈ができましたので、そこに対して実態調査、僕なりの解釈ではありますけれども、こういう現状なので、そうさせない対策を講じてみませんかという御提案なんです。

そこで四つ目の質問に移らせていただきます。ポイ捨て禁止の禁止看板や、自然の番人宣言がありますけれども、その効果はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 御質問にお答えいたします。まず、不法投棄看板につきましては、設置していることによって巡回に来ているという啓発になると考えております。新規に設置した看板については、場所を把握しているよという警告にもなりますので一定の効果はあると思っています。また、自然の番人宣言につきましては自然の番人としてポイ捨てや不法投棄に目を光らせることにより抑止の効果があると思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 今、抑止力という言葉出ましたけれども、僕もこの清掃活動としてごみを拾っているときに、僕自身はこの禁止看板が抑止力にそれほどなっていないのかなど。一部はなっている人もいるかもしれません。それでもやはり減らない、なくなれないということは次の手を講じなければいけないのかなと思いました。

例えば道路標識というか、一般道路走行は60キロですけども、これは僕自身も該当しますが、60キロと規定されているところで60キロで走っている人はそうそういないかもしれません。この場合は60キロという看板道路に数字が書いてあつたりするのでですけども、それが抑止になっているのかどうか。パトカーが取り締まりをしているような場所、カーブがあつたり、走行しにくいところは減速するところもあると思うんですよ。僕は抑止看板番人宣言の活動もそうですけれども、続けてきたことによつて一

定の成果が得られた部分はあると思うんですけども、やはりマンネリ化というか全くなくなっていないので、この次の一手をもう打つ時期ではないのかなと思ひましてこの質問をさせていただきました。

これも提案で、今すぐ御答弁いただけるものではないと思ひますので、これ以降に向けて、来年の清掃活動に向けて、僕もきれいな町に住みたい、ポイ捨て、不法投棄をなくしたいという思いの者も仲間としておりますので御相談させていただきたいと思ひます。

それで5つ目の質問に移らせていただきます。動植物園への影響はということに關しまして、これは次の海洋マイクロプラスチックにも繋がると先に3番議員が漁業の大先輩として、海洋汚染ということに対して質問されましたので、ここの質問に關しては先ほど町民課長、水産課長、町長から御答弁いただいている部分で理解しましたので5番目と6番目は省略させていただこうと思ひます。

最後の質問ですが、これも提案なんですけれども町内の一斉清掃やクリーン作戦の現状は、一斉清掃が4月、クリーン作戦が5月末に実施されていますが、今回、仲間の1人から雪解けの時期にごみが目立つと。国定公園になった時期なので観光の方も多い、もう恥ずかしいという言葉が仲間が言ったんですよ。お客さん来るから恥ずかしいという思いもあるんですけども、それ以前にやはりきれいな町に、ごみのないところに住みたいという思いでこれは是非、例年ですと5月は観光客、ゴールデンウィーク前で増える時期でありますので、クリーン作戦も5月の連休前にできませんかということ。あと、ごみを捨てる人のモラルの欠如という御答弁が先ほどありましたけれども、僕も捨てる人がいるからごみを拾わなければならないと思うのです。ごみを拾うボランティア精神にきれいになったところを見て満足していたのではいけないなと思ひました。その削減をするには捨てる人を少なくする。捨てられないようなものを作るですとか、そう考えたときに、その捨てているであろう対象者の人たちにごみ拾いをしてもらい、ごみは捨てるから拾わなければいけないのであって、捨てる人がいなければ清掃活動自体なくともいいものかもしれません。

なので、先ほど海岸清掃の話ありましたね。3番議員からの御答弁の中でも自治会に海岸の清掃活動を依頼してはどうかということだったんですけども、全部ではないと思ひます。ただ、大半が漁業者が船の上から捨てるごみが多いのではないかとと思ひます。僕もいち事業者、いち生産者として仲間が捨てているものが多いと思ひます。多いとい

うかほとんどそうだと思うんです。その捨てる人たちは捨てるなど言われたときは捨てるかもしれないんですけども、見ていなかったらやはり捨てるんですよ。意識の低さです。そこも意識を変えてもらうために色々なことがあると思うんですけども、まず僕が思いついて、そして、実践できる場所は何かなという捨てさせない理由、要は拾わなければならない、だったら捨てない。なので、漁業従事者の方に、例えばですけども毎月海岸清掃をしてもらう。もうそろそろコンブ漁が始まりますので、行政からの発信になるのか、産業団体からの発信になるのか市民団体を立ち上げてそこからの発信になるのか、どこからの発信が効力が強いのかは協議された方がいいかと思うんですけども、捨てるから拾わなければならないその意識と捨てるものが環境に対してどれほど悪影響があるのかということを生産者にわかってもらうためにいち漁業者として、これは漁業者が海岸清掃に参加してもらうようにすべきかなというご提案をさせていただきますので、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 議員おっしゃるとおり、漁業者の方が自発的にやってもらえるのが一番いいと思いますし、町としてそのことにどのように関わっていけるかはこれから考えていかなければならない課題だと思っていますので、少々時間をいただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 僕の質問の内容がやはり清掃活動ですので、町民課長の御答弁いただく形になってしまっているんですけども、これは町民課だけの問題ではなくて、行政だけの問題でもないです。これはもう町民の地球に住んでいる人間全てに該当する要件だと思いますので、行政でこれをやってくれということだけではないんです。僕らもきれいな町に住みたい、不法投棄なくしたいという思いでありますので、是非一緒に協議させていただいて、環境整備、美化に努めたいと思いますので、その辺は御協力させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では次の質問に移らせていただきます。太陽光パネルの設置についてお答えいたします。浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例が制定された後にも、自然景観を損ねるような場所での太陽光パネルの設置が目立ちます。もうこれ以上設置されるような場所がなくなってからの抑止力的な条例では意味がありません。質問させてい



たきます。国定公園認定前の駆け込みのようにも見えますが、本条例が制定される前に申請受理されているのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 最初に御質問の太陽光パネルの設置についてですが、回答する前に私から一言あります。浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例につきましては、抑止的な条例では意味がないとの御指摘でありますけれども、本条例は御承知のとおり、昨年12月開催の第4回浜中町議会定例会において議案第105号議案で提案し、数点の御質問を受けましたけれども、反対もなく全会一致で可決されたものであります。そのことからすると意味がないとの御指摘はいかなものかというふうには私は提案したものとして思います。1点目の国定公園認定前の申請受理なのかについては担当課長より説明させます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。本条例が制定される前に申請受理という点でございますけれども、実際にFIT法、固定価格買い取り制度の一部改正によって昨年の3月末までに事業計画の計算書による事業計画の認定を受けている発電施設、これが今これから浜中町においても設置がされていく見込みであると考えております。実際には昨年の4月から全量売電については廃止されました。50キロ未満ですね。30%の自家消費と災害時に活用できる最低限の設備の設置が必要となったことから昨年の4月以降のものについてはほぼないと捉えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 町長から最初に御説明ありました。現状を見ているとこの条例が施行された後、設置されているものが自然景観を損ねるようなそういった場所で目立つものですからこのような御質問をさせていただきました。消費税上がる前に駆け込みで買い物をするとか、そういった感じにちょっと見受けられたものですから。ただ今後、その景観を損ねるような場所への設置の申請があった際にはこの条例が効力を発揮するというお考えでよろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** あくまでも本年4月1日、条例が施行されたが4月1日ですので、それ以降に着手をされたものについては基本的には条例に基づいた手続

を行っていただく必要があるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 承知しました。2つ目の質問に移らせていただきます。町内設置箇所数、あと太陽光の部分で設置している面積、発電量、町への個人と法人の固定資産税入っていると思うのですが、その納付額についてお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） まず、町内の設置状況などについてお答えいたします。令和2年度における設置箇所数は276カ所となっております。次に面積についてお答えいたします。この太陽光発電施設は固定資産の課税上、償却資産という取り扱いになっておりまして、償却資産は申告時に敷地面積は記載要件となっておりますので、我々としては正式な正確な面積は把握しておりません。ですが、発電量の方から一般的な発電施設を想定して、発電量から推測しますと、おおむね全てで13ヘクタール程度あるのではないかと今のところ押さえております。

次に前後しますが発電量自体はこの償却資産の課税データによりますと、1万557キロワットとなっております。

最後に固定資産税の納付額であります。これは個人分で1668万5000円、法人分で832万4000円、合わせますと2500万9000円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今の御答弁で面積のところで質問というか確認なんですけども、13ヘクタールというのは、土地の面積ではなくて太陽光パネル発電量から換算してとなると太陽光パネルの設置面積なんですよ。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 太陽光パネルの面積とほぼ同じだと考えていいと思うんですが、その底地の面積として推測しました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 1つ目の質問に関してはほぼ承知しました。償却資産で勘定されるということですね。先ほども5番議員の質問の中で、町長が御答弁された中でC O 2、二酸化炭素削減という言葉を使いました。この太陽光発電を設置する場所、自然景観を損ねるような場所、当町の場合でいうと植物が生えている場所がほぼだと思うん

ですが、一部宅地に、あと住宅の屋根を使用されている方もいるかと思うんですけども、カーボンニュートラル、要は二酸化炭素の削減目標というこれは政府というかもう国単位での問題ですよ。2千何年かまでに二酸化炭素の発生量をゼロにしていこうと。ただ、二酸化炭素の発生をゼロにすることはできないんですけども、それは、植物が吸収してくれる量を差し引いてゼロに近づけていこうという取り組みだと僕は理解しているんですが、この太陽光パネルは当町でいうと景観を損ねるような場所、植物が群生している場所が多いと思うんです。そこで先ほどのポイ捨てもそうですけれども言葉の解釈というか理解の仕方です。随分変わるのかなと思いました。それは再生可能エネルギーというとかくまでもすごい環境に優しいイメージがありますけれども、パネルが製造されるまでにどれぐらいの水が使われているのか、ただその裏にはその製造によって雇用が生まれたり経済の発展があると思うんです。ただ、設置されている現地を当町で見ると、植物を起こす、要は整地をして、雑草という植物はいないんですけども、草を刈る、土を起こす、除草剤を撒くとかの作業をしてから太陽光パネルが設置されているんです。太陽光パネルが製造される過程から見ると、要は二酸化炭素を削減という、そのカーボンニュートラルという観点から見ると全部本末転倒なのかなと。総体的に見ると二酸化炭素を使っているんじゃないかな。やはり二酸化炭素を吸収して酸素を輩出してくれる植物を減らしているわけですから、これは僕のいち個人の思いというか観点です。これは調査してみないと実際に二酸化炭素の吸収量と酸素の排出量はわからないことかと思うんですけども、太陽光パネル、再生可能エネルギーという言葉の裏には実は一括りで解釈できない部分も多いのかなと思って、3つ目の質問に移らせていただきたいと思います。太陽光パネルの平均寿命とあと廃棄方法あと、町内で廃棄の処理が可能なのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。まず太陽光発電設備、法定耐用年数という税法上の耐用年数につきましては17年と定められております。しかしながら平均寿命ということになりますと、例えば太陽光のパネルは20年から30年、パワーコンディショナーは10年から15年と一般的に言われているところでございます。また、太陽光パネル等につきましては基本的に産業廃棄物となりますので町内では処理することはできません。したがって、所有者が中間処理業者、専門業者に処理を依頼することになるということですので捉えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 処理の方法については理解しました。僕もちょっと勉強不足な部分もあるんですけども、太陽光パネル、液晶パネルを製造するまでにどれぐらい酸素を消費して水を使用し、そして、多分有害であるだろう液晶の部分、この部分に関しては町内で処理できない、産廃扱いされるということで承知いたしました。

最後の質問であります。景観や外資系企業等から町の土地を守るため、今後、設置が検討されるような候補地を町有地として購入できないのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。本町の総合計画、それから環境基本計画でも示されておりますとおり自然環境の保全、それから景観形成の推進という点につきましては非常に重要であるというふうに町も捉えているところでございます。しかしながら太陽光パネルが設置される恐れがあるからという理由で町が土地を購入することは、遊休地等が増える中で特定することは難しく膨大な数になると予想しているところでございます。

また太陽光とは別に町に土地を買ってもらいたいという方も中にはいらっしゃるでしょうから、当然そういった方々との公平性の問題も生じてまいります。太陽光パネルだけが景観や環境に影響を与えるのかという点も踏まえまして繰り返しになりますけれども、町有地としての購入は難しいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 町有地として購入は難しいという御答弁でしたけれども、最近やはり設置されている場所を見ると、僕としては幾つか設置されてきた中で残っていた土地、そこについて設置されてしまったかっていう思いがちょっと強かったものから、今回この質問をさせていただいています。町の歴史というか、思い返したときに、僕は帰省して10年でずっと居たわけではないんですけども、その間、僕が学校を卒業してから戻ってくるまでの間に、浜中町には霧多布湿原ナショナルトラストさんというNPO法人ができてナショナルトラスト活動で土地を購入されてきました。そのナショナルトラスト活動によって、もしこれがなければもっと太陽光パネルが多かったんじゃないかなと思うんですよ。僕もどの程度トラストさんで土地を押さえているのか概略図というか、図面でちょっと把握しただけですけども、もしNPOトラスト活動がなければ、僕も太陽光パネルがすべて悪いと言っているわけではないんです。人間に必要

な電気を製造してくれているわけですから。ただここには希少な植物があり、この度国定公園に認定された町ですので、トラストさんの将来の子供たちのためにというスローガンで土地を購入されて、この後も多分その活動は続いていくんだと思っています。

そこで今回、最後の質問を四つ目ですね、トラストさんを手伝うわけではないですけども、外資企業に買われて、何年かは太陽光パネルの設置だけで済むかもしれないです。ただ、そのパネルの耐用年数が過ぎたとき、回収する撤収する力のある企業はいいですけどもそうじゃない、例えば一般の方も当てはまると思うんですが、パネルを撤収できないので、そこで転売する一時的に日本人の人が買ってくれたけど、そこからすぐ外資系の会社に転売するということが考えられなくもないですね。僕帰省するまでニセコや倶知安というところに住んでいたことがあります。そこを離れた理由は外資が入ってきて、数年前まで僕が住みたいと思っていた地域とちょっと変わってきたという思いがあったんですね、外国人を差別するわけではないですけども、外資が入る町は豊かに経済が発展するよう見えるんですけども、水源地が抑えられたり、景観のいい場所に大きな建物が建ってしまったということも今後すぐにはないですが、10年、30年、50年先のことなのかもしれないんですけども、そういったことが余らないように将来の子供たちのために自然を残すという意味で今回この太陽光パネルの質問をさせていただきました。

あと最後の質問の中で、あともう一つですけども、先ほど5番議員の質問の中で、汚染水を海洋投棄するという質問があり、これは町だけの問題ではないという御答弁だったと思います。僕はその先の質問はごみの関係について、そのごみがただの不法投棄、物をポイ捨てしているだけではない、3番議員が質問していた、プラスチックに分解されて環境汚染に繋がる。それは目に見えるものだけではなくて、例えばポイ捨てした缶の中に残っているジュースに添加物が含まれています。あとこれも意識の問題だと思うんですが、普段私たち何げなく使っている洗剤、これもマイクロプラスチック、あと合成界面活性剤、これもやはり人間が製造した科学物質、これは環境に対して余りよくないと言われているんですけども、報道の制限がある部分で余り耳に入ってこないものだと思います。ただ一部、今だと簡単にインターネットでワードを入れると調べることができます。先ほども僕ちょっと言葉として使いましたけれども、除草剤ですね。コンブ漁これから始まりますコンブの干場に除草剤、これ多分、漁協ではあまり推奨していませんので、現状のホームセンターにたくさん販売されていて、そして、漁業

者だけではないですが、やはり家の周りをきれいにしたいというのが、雑草がよくない景観を損ねるみたいにいるので、除草剤を撒く方多いと思うんですけども、この除草剤の成分には一部発がん性の物質が含まれているもの、海外では使用禁止されている、僕もここまだ勉強不足で次回に勉強してから質問しようと思っていた部分なんです。グリホサートという発がん性物質が含まれていて、海外では使用禁止の商品もホームセンターで並んでいるようです。僕が今ごみの不法投棄のことから太陽光パネル、そしてこの除草剤というところまでの話をすると買うな、使うなという思いがちょっと出てしまうので、発言の仕方には気をつけなければならない思いがあります。商売をしている人に対してこの発言は難しいと思うんですけども、この個人でこういった言葉を発してしまうと、やはりちょっと効力が弱いと思いますので、そこは十分勉強させてもらう意味で、行政の方とタイアップさせていただくとか、浜中町の環境の保全という意味で先ほどの町民課、あと海洋という部分で水産課の部分とあと一部の町民、意識のある人と協議させていただきたいと思いますので最後ちょっとまとめるのが難しいのですけれども、この協議会、浜中町の環境を保全するという意味で協議会的なものを設置させていただきたいなという思いがあるんですけども、御答弁いただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員に申し上げますけれども、ホームセンターに危険な雑草駆除ですか、そういう危険物があるようなそういうことを浜中町の議会議員として公の場で発言するという事は、これは相当反省を要することになります。しっかり考えてまとめて質問してください。では答弁願います。

町長。

**○町長（松本博君）** たくさん幅の広い最後の質問になったかと思いますが、例えば今議長も言われていましたけど、ホームセンターで売っているような除草剤というのは私は害がないものだと思います。あるとすればやはり印鑑を持って除草剤を買う、その除草剤は残留するのだろうと思っています。ホームセンターで売っているようなものはそれほど毒性はないものだと思います。確かに昔、兵器にも使われたとかそういうこともあったと思いますが、今はそういう除草剤はないと思います。ただ、確かに残留しないとはいえ、食べ物のところ例えば大根を作っているところにそういう除草剤を撒くことは余りしないと思うんですよ。コンブを干すところにも撒くことはしないと思うし、すべきではないと思います。そうなってくるとやはり農業だ

とか漁業の方々にそのことをしっかり周知することがまず大事ではないかなと思って  
おります。廃プラ含めてこれからだんだん脱炭素と単純に言われると多くのところに影  
響してくると思います。

それと、太陽光、風力、バイオ含めて、自然エネルギーと言われてはいますが、  
自然エネルギーなんですけれども、作る経費よりも今度は電気を起こすときには起こさ  
ないと、少ないと思っていますから環境省が積極的にもやっていますし、農水省もバイ  
オ含めてそういうふうやって、今国で事業を推進しているんだと思っています。そんな  
意味でしっかりそのことも勉強してそして地域でどうなるかということも含めて今  
後、すぐはできないと思いますけれども、しっかり勉強して調整を進めていきたいと思  
っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 4番小松議員。

**○4番（小松克也君）** 短いのですが、ワクチンについては、先ほど1番議員より大体  
聞きましたので、この辺を併せた形で伺いたいと思います。

まず、コロナに感染されまして、色んな方が苦しんでおれることに対して、哀悼の意  
を申し上げたいと思います。余談にはなるのですが、コロナと跡地利用について  
併せて時間もないですから、読ませていただきます。跡地利用については、浜中町では  
インターネットにあまり載っていないようですけれども、インターネットの中で結構ア  
ピールして利用してくださいって言っているところもあるようです。浜中町の場合は、  
そういうことはまだなされてはないのでしょうか。ちょっと見たのですけれども載って  
ないような感じでした。それと、コロナにつきましては、「致知」という雑誌の202  
0年12月号の中で、ノーベル賞をいただきました北里大学の教授であります大村智さ  
んという方が雑誌の中で言っていました、ちょっと気になることがありますので言わせ  
ていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。

気になることを言わせてもらうんじゃなくて質問ですからね。質問することじゃなくて  
はいけませんよ。自分の思いをただ喋るだけじゃだめなのです。今、質問ですから、質  
してください。はいどうぞ。

**○4番（小松克也君）** コロナが、今、また騒がれて、中国で作ったんじゃないかって  
いう話が、ずんずん盛り上がってきてはいるようですけれども、大村先生の言うこと  
には、コロナウイルスの中にエイズウイルスが4カ所入り込んでいるということなので

す。これは、自然界ではあり得ないことらしいのです。人工的に作ったとしか考えられないということを述べています。それと、エイズウイルスを発見したリュック・モンタニエっていう先生もおかしいってやっぱり言っているのですよ。コロナの中にエイズウイルスが入っているということは不自然でおかしいと言っているのですよ。これは人工的に作られた以外に考えられないということを言っています。それで、この方がもう一つ、日本人は食材として野菜をたくさん食べるのが結構免疫に関係しているんじゃないかと言っています。イベルメクチンという薬品をこの先生が作ったのですけれども、この薬品は承認済みでアフリカなどでは、300人中200人くらいの人に投与して、あとの100人くらいの人には投与しなかったのですけれども、それで投与された方が4, 5人で、投与されなかった100人くらいの人達は50%ぐらいなつたということで、アメリカの元大統領トランプさんも結果的にこの薬を投与して完治したようです。それで、町長もワクチンが来なかった、この薬をやった方がいいのではないかと思います。このような状況の中で、ちょっと話が飛びますけれども、かつて私は、前にも言いましたけれども共産党に所属した時がありました。もう50年も前ですけども、その時は共産主義とは民主主義を徹底して行うのが共産主義と習いました。しかし、残念ながら前にも委員会かどこかで言いましたけれども、残念ながら、共産党が主導して、社会主義の国を作りましたけれども、その中で一つとして今だにそうですけれども、民主主義を行った国は残念ながらありませんでした。北朝鮮なんかは夢の国と言われたくらいだったので、とんでもない状態になっています。それで、ワクチンが中国で作られたという今の場合によって、テクノロジーで遺伝子あっちこっちいじくって色々な動物を中国が作っていますけれども、そういうところで、今日本は中国に依存してたくさんの工場を持って行っていますけれども、世界中で大体中国から見切りをつけて引き上げています。中国から多分引き上げる時が来ると思いますので、浜中町はいち早くインターネットに載せた方がいい。自分の国で生産して外国に輸出をするという外国に依存しないやり方を考えるべきではないかと思います。その時に、北海道の浜中町いち早くという名乗りを上げて、浜中町に工場ができることが、浜中町発展のためにこれしかないんじゃないかと思います。そういうことで町長に伺います。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。何を聞きたいのですか。

**○4番（小松克也君）** 浜中町に工場誘致をやったらどうかということなのですけども。



○議長（波岡玄智君） 浜中町に工場誘致をすれって言うことですか。

○4番（小松克也君） これからを見据えまして、そういう方向を考えて、いち早く名乗りを上げて、浜中が工場の生産拠点になってくるような形にした方が浜中町発展のために良いのではないかという考えであります。それで、町長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 答弁する範囲を超えています。できないところはできないとはっきり言ってください。そしてできるところだけ答弁してください。浜中町に工場誘致、企業誘致をするべきだと思う。そういう方向で浜中町は考えできないのかと言ったことだけに対して答弁してください。あとよろしいと思います。

町長。

○町長（松本博君） 私は浜中町のまちづくりは産業振興だと基本的に思っています。ですから、このことは一切考えません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） 今、学校の跡地利用とか、そういうのもいろいろ利用されているところもありますけれども、今、離農された土地とか空き地になっているところとかに太陽光パネルを作るのであれば、そういうような誘致をしまして浜中町の発展のため工場を誘致するしか道はないんじゃないかと思います。そういう観点からこれからはもう地元ではもうだめじゃないかと思います。これからは工場誘致ということを考えていく必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） それ今答えました。次に進んでください。

○4番（小松克也君） インターネットについてはどうでしょうか。空き地利用についての宣伝というか、していますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 資料をインターネットで配信するかということですね。答弁願います。

管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） インターネットに載ってないということですがけれども、実は浜中町のホームページの中の暮らしのコーナーの教育の部分で、廃校利用の募集をかけてございます。その中では、奔幌戸小学校、茶内第三小学校、貫人小学校、姉別小学校の4施設を募集かけている状況でございます。

○議長（波岡玄智君） やっております。

小松議員。

○4番（小松克也君） 分かりました。なるべくこれからは、浜中町が工場誘致するために、いち早く浜中町の発展のために、この空き地を有効利用するために、こういう方法もあるんじゃないかってことを提案します。どうもすいませんでした。

○議長（波岡玄智君） 一般質問を終わります。

---

◎日程第12 議案第27号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第27号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第27号「浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、国の財政支援が継続実施されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者に係る介護保険料の減免の関係規定を整備するものであります。

改正の内容は、保険料の減免対象となる納期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日に変更し、新型コロナウイルス感染症の定義内容を改め、合計所得金額の内容を明確に規定するものであります。

この条例の施行期日は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項及び経過措置の規定は令和3年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第27号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第28号 浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第28号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第28号「浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正であります。

内容といたしましては、保険医療機関で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されたことから、保険医療機関における被保険者証等の提示にかかる規定について所要の改正を行うものであります。

なお、この改正条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第28号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第28号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第29号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第29号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第29号「浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正であります。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の定義を定めていた新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い、これまで同法を引用していた条例の規定を整理するものであります。

なお、この改正条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第29号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第29号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第30号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第15号 議案第30号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第30号「浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、前年所得に基づく保険税率等の改正を行うものであります。

保険税につきましては、北海道に納める「国民健康保険事業費納付金」に充てる財源として、北海道から示された「標準保険税率」を基に、前年所得と決算見込みを考慮した上で、税率等の改正を行うものであります。前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正は、保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分について所得割を改め、それに準じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改めようとするものです。また、被保険者均等割及び世帯別平等割の改正に伴い、7割、5割、2割軽減の金額についても改正を行います。

この改正条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしております。

なお、この度の条例改正につきましては、書面開催としました令和3年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、5月27日までに答申をいただいているところで

す。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）**（議案第30号 補足説明あるもの省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第30号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 国保会計については、常々独立採算性で一般会計からの繰り入れをせずに運営をしていくということが基本だと思っております。37ページ、前年度との税率比較、課税比較を見ておきますと、例えば、医療給付費分の比較が令和3年度と令和2年度が出ておりますけれども、下段の方の課税見込額の医療給付費分で2億5145万4000円に対して、収納見込額が2億4139万5000円ということで、当初予算2億4828万9000円に不足する分が説明によりますと689万4000円足りないわけですが、これを減税財源で賄ったという話であります。それで、被保険者数も減っておりますし、課税世帯も減っているのです、当然、税率等は高くなるなど思っていましたけれども相当高くなっている。例えば、応能割の所得割では、医療給付費分で7.04%、前年では6.02で1.02%増。均等割額については、逆に2万8300円ですから3万300円から2000円減っていると言いつつも、相当な伸びが出ております。世帯割についてもその通りであります。通常世帯では1万8600円に対して2万9300円になるということで1万700円増えるということです。

国保世帯は浜中町全体でいきますと大抵60%くらいの加入率か、これより下がっているのではないかなと思われま。被用者保険との比較もあるので、できるだけ一般会計から繰り入れしないで独立採算性でやるよという方向で今まで来たと思ひます。1人当たりの平均課税額が1万1106円増えてくる。それと1世帯当たりの予定の平均課税額2万4321円が医療給付費分で増えている。こういう課税の仕方をする、と、せっかく決算見込額の当該年度課税分で98.3%の収納率があつたが、これだけ本当にきちと取れるだろうか。滞納が増えるのではないかと心配するわけです。

それで、私が思うのに減税財源として647万5000円。令和2年度の決算は、保険税の軽減で2136万4000円の減税財源を入れているのです。一般会計から入れているわけではなく、国保財政調整基金というのがあって、基金の取り崩しだとか、前年度の繰越決算剰余金を入れて2000万円になったと。今現在で国保財政調整基金に5月末で1億600万円くらいあるのですよ。例えば、課税世帯の1世帯当たりの平均額を1万円減らすとすれば1062万円持ち出せば1万円減ります。それから被保険者についても、1人当たり課税額が10万6000円ですから、1万円減らすとすれば2364万円で、合わせると3426万円を基金から繰り入れすれば、相当負担が軽減されるということになるのではないかなと私は思っています。

それで今回国保の運営協議会の中で、質問とか、この辺の部分ちょっと重いのではないという話が出たのかどうかを聞いたかったのですけれども、書面決議と報告されましたので、基金からもう少し繰り入れをするべきだというような意見とかは、書面決議で出てこなかったのか。実際、課税する段階でこんなに上がったと町民が驚くような数字ではないような提案をすべきではないのかなと私は思っているので、その辺お聞かせいただければと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 議員の質問にお答えいたします。まず、最初に医療費が上がった要因なのですが、北海道に納める納付金が前年度と比べまして2400万円程度昨年度より上がっております。そして所得割をかける総所得額も昨年より2億円程度所得が下がっております。これが保険料が上がっている要因の一つであります。国民健康保険財政調整基金については、私3月末の数字を拾ったのですけれども、議員おっしゃるとおり今基金に1億600万円程度残高があります。基金の活用につきましては、これから医療費の高騰とかがある場合も考えられますので、担当としては1億円程度は常に基金に残しておきたいという思いでおります。あと書面会議の方でもう少し安くだとか基金だとかというお話でしたが、書面の会議の方では特段保険税についての問い合わせとか意見というのは無かったということです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後5時27分）